



東京学芸大学リポジトリ

Tokyo Gakugei University Repository

総力戦体制下の初等教育改革と養護学級・学校の制度化：国民学校令（1941年）の制定を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-04-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石井, 智也, 高橋, 智 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2309/152424

総力戦体制下の初等教育改革と養護学級・学校の制度化

—— 国民学校令（1941年）の制定を中心に ——

石 井 智 也^{*1}・高 橋 智^{*2}

特別ニーズ教育分野

（2019年9月17日受理）

1. はじめに

1994年の「特別なニーズ教育に関する世界会議」にて採択された「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明」を大きな契機として、また国内的には2007年度からの「特殊教育」から「特別支援教育」への転換・制度化により、小中高校の通常学級に在学する多様な教育的ニーズを有する子どもへの「特別な教育的対応・配慮」＝「特別支援教育」に関する実践の蓄積と社会的関心の広がりが徐々になされてきている。

筆者らは、こうした多様な教育的ニーズを有する子どもへの「特別な教育的対応・配慮」が歴史的にどのような経緯のもとに誕生し、営まれてきたのかを明らかにするために、明治期から急激な近代化・産業化・資本主義化によって子どもの「貧困・児童労働・不就学」等の問題が深刻化する東京市に注目し、初等教育が成立・普及する中で子どもの「生活と発達の貧困」に起因する多様な教育困難に応じてなされた「特別な教育的配慮・対応」に着目してきた。

明治期において子どもの「貧困・児童労働・不就学」に応じた多様な初等教育機関（私立小学校、小学簡易科、夜学校、特殊小学校等）が、当時の子どもの生活と発達の困難に応じた「特別な教育的対応・配慮」を不十分ながらも実施しており、初等教育が普及する明治後期から大正期において、こうした「特別な教育的対応・配慮」は公立尋常小学校の福祉的機能の拡充や特別学級編制等に引き継がれていったことを明らかにした¹。

このように明治・大正期において実施された通常教育の枠組みにおける「特別な教育的対応・配慮」は、1923（大正12）年の関東大震災後の教育復興事業を通して学校の福祉的機能の拡充とともに促進されるが、一方でその後の1930年代の総力戦・戦時動員体制下において、大きく変容していくことも先行研究によって指摘されている。

1930年代の教育変容について、戦時国家による子どもの生命・生活の蹂躪に関わる告発・糾弾を示す研究が多数なされてきたが、寺崎（1984）は、この時期に国民教育体制の全体的改革・再編成の動きを含めた様々な学制改革の論議が巻き起こったこと、政策側も各地の教育運動の動向に着目する必要性が出てきたこと、総力戦・戦時総動員の要請として「皇国民ノ錬成」などの戦時下教育の理念とともに近代科学教育の促進・強化などが目指されたことを指摘した²。

また木村（1995・2005）は戦前・戦後における教育の連続性を見据えて、1930年代の恐慌による貧困層・都市下層の拡大、都市化・重化学工業化や労働力構成の転換に応じて、教育制度・教育運動・教育実践において総力戦・戦時動員体制というバイアスを受けながらも、子どもの生活に即した教育が促進されたことを示し

*1 日本福祉大学スポーツ科学部助教・2018年度東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程発達支援講座修了

*2 東京学芸大学特別支援科学講座特別ニーズ教育分野教授（184-8501 小金井市貫井北町4-1-1）

た³。

1930年代には総力戦・戦時動員体制に伴い教育政策・内容の変容が迫られるなかで、東京市等の大都市では小学校の児童保護的機能、特別学級編制の拡充が実際に促進したことは注目できる。たとえば、「貧困」「欠食」「栄養失調」等の「要保護児童」の急増に応じて、子どもへの教科書・学用品・生活品の給与を行う「学齢児童就学奨励費補助規程」の制定、「欠食児童」や栄養上困難をもつ子どものへの給食の開始、職業指導・職業斡旋がなされ⁴、昼間に労働を強いられていた子どもの「尋常夜学校」の拡充、長く「不就学」となっていた「水上児童」のための「東京市立水上尋常小学校」の設置がなされたことが指摘されている⁵。

また病弱・身体虚弱児の「養護学級」、難聴学級（小石川区礫川小学校、小石川区明化小学校）、「弱視学級」（麻布区南山小学校）、肢体不自由児学校（東京市立光明学校）等、疾病・障害に応じた特別学級・学校が開設されるとともに、東京高等師範学校附属小学校第五部（特別学級）では一部であるが知的障害児を受け入れ、生活教育を強調し、社会性の啓発に努めるなど、戦後の知的障害児教育とも共通する子どもの自立・社会適応をめざした教育実践が実施された。

1941（昭和16）年の国民学校令によって成立した国民学校は、学問・教育・思想の徹底的な抑圧・弾圧を通して戦時体制の整備に寄与したとして長く捉えられてきたが、近年の教育史研究では国民学校の制度化が義務教育年限の延長や教育機会の拡大を促したこと、とりわけ「就学義務の猶予・免除規定の改正」（「貧窮」による就学猶予・免除規定の廃止）や「身体虚弱・精神薄弱・弱視・難聴・吃音・肢体不自由等」の困難・障害を持つ子どもの「特別の学級・学校」設置が法令上規定されたことが強調されるなど、「知育偏重」を主とする近代学校に対する批判運動の制度化であったと評価されている⁶。

このように1930年代以降の総力戦・戦時動員体制下の社会システムの「近代化・合理化・標準化」の一環として、国民学校制度成立などの初等教育改革の実現や小学校の児童保護・福祉的機能の拡充、子どもの障害・疾病に応じた特別学級編制の促進などが目指されたことが先行研究によって示されていることから、明治・大正期に取り組みされてきた子どもの多様な発達困難に応じた「特別な教育的対応・配慮」が昭和戦前期にも何らかの形で引き継がれていくものと推察されるが、その実態はほとんど解明されていない。

それゆえに本稿では、「義務教育年限延長」を初めとして「就学義務の猶予・免除規定の改正」「特別学校・学級の開設」など様々な初等教育改革の制度化を導いた「国民学校令」「国民学校令施行規則」の成立過程を明らかにする。とくに国民学校制度の成立過程において、小学校の過大学級・二部教授、貧困・障害をもつ子どもの中途退学・不就学の解消、小学校の児童保護的機能の拡充、子どもの多様な困難・障害に応じた特別学級の制度化は実際にはどのように実現化し、さらに国民学校令公布・国民学校令施行規則制定による「養護学級」「養護学校」編制にどのように結実するのかについて検討する。

2. 国民学校制度の成立と初等教育改革に関する研究動向

1941（昭和16）年の国民学校令によって、これまでの尋常小学校の義務教育年限の延長がなされ、「国民学校（初等科・高等科）」へと改組される。従来の教育史研究においては、国民学校制度の成立とともに教育の戦争への寄与が決定的となった面が強調されてきたが⁷、近年の研究成果では国民学校令の成立にあたって、「国体明徴」「皇国の道」の強調とともに義務教育年限延長、教育機会の拡充、教育内容・方法の改善が目指されるなど、「知育偏重」を主とする近代学校に対する批判運動および初等教育改革の制度化のプロセスであったことが示されている。

中島（1966）は1930～1940年代の教育改革構想と国民学校の成立過程を検討し、1935（昭和10）年以降に教学刷新評議会・教学刷新運動などに伴い「国体明徴」「皇国の道」の重要性が強調される一方、文部省・内務省のなかで様々な義務教育年限延長案や初等教育改善案などがみられたこと、1937（昭和12）年12月に開始された教育審議会の諮問一号「教育の内容及制度の刷新振興に関し実施すべき方策如何」では、初等教育、中等教育、高等教育、社会教育、教育行政、教育財政の五部門の特別委員会・整理員会のもとで、義務教育年限延長、就学機会の拡充、教育内容改善の制度化を求めた「国民学校二関スル要綱案」が作成されたことを示した⁸。

成立した国民学校令、国民学校令施行規則の特徴として、「皇国の道」の強調をはじめとして、義務教育年

限延長、就学機会の拡充、教育課程の改正、学級編制の改正などが挙げられ、「義務教育年限延長の徹底」に関しては、保護者の「貧窮」による学齢児童の就学義務の免除・猶予の削除、特殊教育機関の設置促進の明記などが特筆されている。

海老原（1972）は、1930年代においては満州事変・日中戦争等の戦争遂行が最優先されるために「国体」イデオロギーの再構築が急がれつつも、国内的には高度国防国家形成のための重化学工業化の促進や労働力の質的向上が求められたために、学制・教育改革が目指されたことを示した⁹。1937（昭和12）年に設置された教育審議会によって、義務教育年限の2年延長、教科目の「総合化」、従前の「教授・訓練・養護」を統合した「錬成」の導入が提起され、既存の教育課程と教育内容の大幅な改変が目指されたことを明らかにしている。

平原（1971）は、国民学校令・国民学校令施行規則において義務教育年限延長や教育機会拡大が法制度上示されたことが特徴的であり、とりわけ「就学義務の猶予・免除規定の改正」「障害児のための特別の学級・学校」設置が規定されたことを重視し、教育審議会における審議についても詳細に検討している¹⁰。すなわち、国民学校令第9条では就学義務の猶予・免除規定において、児童の保護者が「貧窮」のため児童を就学させることができない場合に猶予・免除の対象たり得るという従来の考え方が改められ、省令の「国民学校令施行規則」第53条では、「国民学校ニ於テハ身体虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノヲ為ニ特ニ学級又ハ学校ヲ編制スルコトヲ得」と記載され、「身体虚弱」「精神薄弱」などの各種困難・障害をもつ子どもへの特別な学級・学校の設置が認められたのである。

八本木（1982）は、1936（昭和11）年成立の広田内閣の文部大臣・平生鈺三郎による「義務教育八年制実施計画要綱」や、その時期に各種学会・研究会・民間団体によって提起された多数の学制改革・教育改革案に着目し、教育審議会では「高度国防国家」建築と教育体制の戦時化のために各種教育改革案の集成と制度化が目指され、国民学校令に結集する点を指摘した¹¹。八本木は、教育審議会の意義として「皇国ノ道」への帰一という教育目的を確定し、こうした教育目的のために教科統合による「錬成」という新しい教育内容・教育方法を生み出し、教育体制の拡大再編成を図るものであったことを指摘している。

小澤（1984）は、教育審議会で諮問された答申の特徴として、①「国体ノ本義」「皇国ノ道」という教育理念に基づいて、有為な人材の育成・確保が目指されたこと、②従来の並列的な教科を「皇国ノ道」への帰一をめざして統合され、国民生活に結びついた修練の目的も国防教育の一環であったこと、③総力戦・戦時総動員体制を支えるために青年学校義務制、義務教育年限の延長、貧困による就学猶予免除の廃止、師範学校制度の改革、中等教育の一元化、実業教育の整備などの様々な教育改革の制度化の途を開いた点を強調する¹²。

清水ら（1991）は、教育審議会の歴史的意義として、高度国防国家に必要な「人的資源」培養の観点を多分に持ちつつも教育制度面や教育・内容面において各学校段階の教育水準の高度化や教育機会拡充の措置が取られたこと、加えて教育制度面のみならず、教育内容・方法・授業形態・学校経営形態等の深部にまでおよぶ改革に言及しており、義務教育年限延長、貧困による就学免除制度の廃止、中等教育の一元化をめざすなど、族生していた改革案の集大成という側面を有していたことを強調している¹³。清水らの一連の教育審議会研究では、青年学校・中等教育・師範教育・教育行財政に関わる教育改革について詳細に検討されているが、初等教育改革についての検討は十分とは言えない。

大内（1997）は、教育審議会の議論や国民学校令などにみられる教育改革案の制度化にあたっては民間教育研究団体の影響が大きかった点を指摘した。大内は、1941（昭和16）年の国民学校令の制定によって、「教科の統合化」「理数科教育の発展」「義務教育の徹底化と延長」など近代的・合理的な教育が制度化されたことを示し、こうした国民学校の制度化におけるプロセスの中で1937（昭和12）年設立の「教育科学研究会」の影響が大きかったことを指摘した¹⁴。

高橋・清水（1998）、高橋（1999）は、1930年代において城戸幡太郎や「児童学研究会」「教育科学研究会」「保育問題研究会」をはじめとして、教育・社会事業・医学・心理学などの諸分野で「特殊教育」や「特殊児童」保護の制度構想の作成や改革運動が着手されたことを明らかにした¹⁵。「精神薄弱」や肢体不自由の教育保護問題に関しては、就学猶予・免除規定改正、独自の教育・保護法制定、学校・保護施設の拡充・整備などが、多領域における民間教育団体によって追究され、政策側としても総力戦体制の確立・強化の一環としての社会的弱者を含めた国民統合という観点から、兵力・労働力の保全や国民の体力向上のための近代的な社会政

策・保護立法が不可欠であるために、障害児教育保護の改革要求に対しても一定の譲歩が示された。

こうした政策的譲歩は、1941（昭和16）年の国民学校令等で「身体虚弱・精神薄弱・弱視・難聴・吃音・肢体不自由等」の障害児を対象とする養護学級・養護学校の編制とその基準が認められ、さらに中学校・高等女学校にも身体虚弱・肢体不自由等を対象とする養護学級編制とその基準が規定されたことからもうかがえることが指摘された。一方で、こうした「国民学校令」等で規定された障害児教育保護は実質的な教育保障となりえず、総力戦体制の要請として明らかな身体虚弱児の養護学級増設に留まったことも指摘されている。

久保（2006）は、1937（昭和12）年の日中戦争勃発に伴い、軍需生産に対応する生産力拡充や兵器の近代化に伴う兵員の能力向上の要求が高まったこともあり、同年に近衛内閣は「教育審議会官制」を公布したことで、教育審議会は教学刷新評議会で提起された「国体ノ儀」「皇国ノ道」などの精神を具体化するために結成され、体位の向上や科学産業教育の振興、教育の画一化・形式化の打破、実践的な鍛錬を強調したことを示した¹⁶。とくに、第5回整理委員会に提出された「幹事試案」である「国民学校、国民実修学校要綱」を基に審議が進められていくが、この幹事試案は伊東延吉文部次官を中心とする日本精神派官僚が秘密裏に作成をしていたものであり、国民学校の目的を皇国国民育成に求める一方で、大胆な教科統合の方法を提示しており（皇民科・自然科・訓練科・体育科の4科目にまとめる）、非合理的な「国体ノ本義」の徹底と児童中心主義的な教育方法・近代的合理創造の精神の双方の矛盾した性質をもつものであった。この幹事試案は、整理委員である三国谷三四郎や森岡常蔵などの教育関係者によって、実質的には個性尊重・教育機会拡充の方向へと修正されていくが、教育の目的とその具体案においては常に矛盾を孕むものであった。

このように教育審議会や国民学校制度の成立過程で提起されてきた初等教育改革については、「高度国防国家」の建設や国民の兵力・生産力の拡充という根本的な目的のもとで審議されてきたが、一方で、義務教育年限延長や就学義務の猶予・免除規定の改正などの教育機会の拡充とともに、子どもの困難・障害・疾病に応じた特別学級・特別学校の設置、個性尊重や生活に即した教育内容・方法への改善など、子どもの発達・生活に応じた「教育的対応・配慮」についても制度化がめざされてきたことが示されている。

とくに子どもの困難・障害・疾病に応じた特別教育の制度化に関しては、高橋・清水（1998）が指摘するように、教育・社会事業・医学・心理学などの諸分野で「特殊教育」や「特殊児童」保護の制度構想の作成や改革運動が着手されたことが影響として大きいと思われるが、実際にこうした各種の教育改革構想が国民学校制度の成立過程にどのような影響を与えたかについてはほとんど解明されていない。

また近年の先行研究においては、「知育偏重」を主とする近代学校に対する批判運動の制度化のプロセスとして教育審議会での審議や国民学校制度の成立過程が注目されているが、主には「教科の統合化」「理数科教育の発展」等についてのみ詳細な検討がなされており、「就学義務の猶予・免除規定の改正」や「子どもの困難・障害・疾病に応じた特別学級・特別学校の設置」がどのような背景（当時顕在化していた教育・社会問題やその実態調査、先行して実施されていた教育実践による影響等）から制度化がめざされ、実際に制度化されるかは全く明らかにされていない。

3. 「国民学校令」の制定過程と初等教育改革の制度化

国民学校令の成立過程を明らかにするためには、まず1937（昭和12）年から1941（昭和16）年の間に開催されていた教育審議会の審議に着目する必要がある。教育審議会は1937（昭和12）年12月に勅令第711号「教育審議会官制」により内閣に設置され、1941（昭和16）年10月の第14回総会をもって任務を完了し、1942（昭和17）年5月に同官制が廃止されるまで約4年6ヵ月にわたって存続した¹⁷。

1937（昭和12）年12月に教育審議会第1回総会が初めて開催され、内閣総理大臣・教育審議会総裁・文部大臣の挨拶に続き、「我が国教育の内容及制度の刷新振興に関し実施すべき方策如何」という諮問第一号が提案され、1938（昭和13）年1月の第3回総会から同年4月の第8回総会までの期間、各委員からの通告に従い諮問第一号に関わる総合的・総括的意見の開陳が行われた。第8回総会の最後に総裁から三十名の特別委員が指名、答申案の作成が付託され、特別委員会第1回会議（同年4月14日）にて田所美治を特別委員長に互選し、便宜的に初等教育、中等教育、高等教育、社会教育、教育行財政に分けられ、まずは初等教育から審議されることとなる。

1938（昭和13）年6月の第17回特別委員会において林博太郎委員は答申原案の作成のための整理委員会を設置し、この整理委員会では「初等教育」に関わる答申案から審議がなされ、最終的には「国民学校、青年学校教育義務制および師範学校・幼稚園に関する整理委員会」「中等教育に関する整理委員会」「高等教育および各種学校その他に関する整理委員会」「社会教育に関する整理委員会」「教育行政・財政に関する整理委員会」の合計5つが設置された。

各々の整理委員会が各教育に関わる要綱・答申案を作成しており、こうした要綱・答申案が基となり、「国民学校令」（1941年）「中学校令」（1943年）、「高等学校令」（1943年）、「専門学校令」（1943年）、「大学令」（1943年）、「師範学校令」（1943年）が公布される。

ここでは、主に初等教育改革の制度化に焦点を絞るために、「国民学校、青年学校教育義務制および師範学校・幼稚園に関する整理委員会」での審議、「国民学校ニ関スル要綱案」「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」（答申案）、「国民学校令」等の分析・検討を行っていく。

3. 1 教育審議会の開催と初等教育改革に関する審議

1937（昭和12）年12月23日に開催された教育審議会第1回総会において「我が国教育の内容及制度の刷新振興に関し実施すべき方策如何」という諮問第1号が審議され、総合的な教育改革の議論が期待された。翌1938（昭和13）年1月13日に第2回総会が開催された際に、文部大臣の木戸幸一から突如、男子青年に対する青年学校の義務制決定が報告されるが、特別委員長の田所美治は青年学校の教育問題のみでなく、義務教育年限延長や初等教育改革などを含めた教育改革全般の検討が必要であると反論した¹⁸。

例えば、下村寿一（東京女子高等師範学校長）は、青年学校義務制以前に初等教育が依然として不十分であり、すでに学齢児童就学奨励規程が制定されているにもかかわらず、「貧困ノ為ニドウシテモ学校ニ行クコトガ出来ナイ」子どもが約15万人いることから、まず初等教育改革が優先されるべきであると主張している。ジャーナリスト・政治家の安藤正純も青年学校の対象として商店の丁稚や鉱山・工場の労働者も対象とするべきであり、その前に小学校への就学が困難な子どもに対して国家の義務として初等義務教育が徹底されるべきであると述べており、初等教育改革を含めた教育改革全般が議論されるようになっていく。

その後、第3回総会以降に諮問第1号にかかわって各委員から様々な意見が出されるが、初等教育の義務教育年限延長を中心としながらも、初等教育機会の拡充と教育内容・方法の改善に関わる意見も少なくない。

西村房太郎（東京府立第一中学校長）は、「国体ノ本義」の徹底と同時に、従来の「画一主義」「詰込主義」「記憶偏重主義」を改善すること、加えて一教室に50～60名の過大学級では、教授・訓練・「知能の啓発」などの多方面において大きな課題があることを指摘し、教育方法・内容とともに教育条件・環境改善の必要性も強調した。

著名な教育学者でもあった林博太郎（東京帝国大学元教授）は、初等教育を改善する方法として、①教材の整理、②教授法の改善、③「弱視児ノ教育」「難聴児の教育」「不具者ノ教育」「盲聾啞者ノ教育」「低能児ノ教育」などの学校・学級の分化、④学校の増加、⑤教員養成機関の改良を挙げており、総合的な初等教育改革の制度化を目指した。例えば、通常の学級・学校においても「其ノ中ニ上中下以上ノ差別ガアリマスカラ、又是モ「マンハイム」ノ式ニ依リマシテ」教育課程・方法の分化とともに、「弱視児ノ教育」「難聴児の教育」「不具者ノ教育」「盲聾啞者ノ教育」「低能児ノ教育」の促進を強調する¹⁹。

東京市長などの要職を歴任した永田秀次郎は、所属している帝国教育会の学制改革案を再度提起し、初等義務教育年限延長、子どもの精神・身体の変化に応じる教育課程の編成、青年教育の完成、「特殊教育」の実施などの意見を提出している²⁰。下村宏（教育改革同志会）も、初等教育年限延長、体位向上などの初等教育改革案を示すなど²¹、民間教育団体の教育改革案についても教育審議会総会において意見として提起されていたことが特筆される。

3. 2 国民学校「幹事試案」と教育審議会整理委員会での修正・審議

1938（昭和13）年4月より特別委員会が開始され、青年学校義務制等が議論された後に、「幹事試案」である「国民学校、国民実修要綱」が作成される。同年7月15日に開催された第7回整理委員会以降に幹事試案が修正・改善が図られ、「国民学校ニ関スル要綱」としてまとめられ、諮問第一号「国民学校・師範学校及幼

稚園ニ関スル件」答申案として結実していく²²。

この幹事試案は総会での議論を経て作成されたものではあるが、幹事会としての試案ではなく、伊東延吉文部次官と思想を同じくする数名の官僚によって秘密裏に作成された私案であったことが先行研究によって指摘されている。伊東次官は教育刷新評議会をリードし、「国体ノ儀」「皇国ノ道」を強調する日本精神派官僚であり、他の幹事はこの「幹事試案」が突如として審議会に提出されてはじめて内容を知るような状態であった²³。

伊東らが立案した「国民学校・国民実修学校要綱案」は、①義務教育年限を国民学校6年、国民実修学校2年、計8年とし、②国民学校の目的を「国民の基礎的錬成」、③従来の教科目を廃し、低学年は皇民化・自然科・訓練科とし、高学年はこれらに体育科を加えて、国民実修学校はそれらに職業科を加え、教科目にそれぞれ総合されて、それらは合科教授によるものとされていた²⁴（表1）。

表1 国民学校・国民実修学校要綱案

国民学校・国民実修学校要綱（1938年第5回整理委員会に提出された幹事試案）
一 国民学校ノ修業年限ヲ六箇年トシ、国民実修学校ノ修業年限ヲ二箇年トシ、国民学校及国民実修学校ノ教科ノ修了ヲ以テ義務教育ヲ終リタルモノトス。
一 国民学校ニ於テハ国民ノ基礎的錬成ヲナシ、国民実修学校ニ於テハ実務ヲ主眼トシ国民ヲ錬成ス。
一 教科ニ付テハ従来分離的ニ取扱ハレタル各学科目ノ綜合、知識ノ具体化、其ノ実行トノ合致ヲ図ル。
一 国民学校ノ教科ハ、低学年ニ在リテハ皇民科、自然科、訓練科トシ、高学年ニ在リテハ皇民化、自然科、体育科、訓練科トシ、国民実修学校ノ教科ハ、職業科、皇民科、自然科、体育科、訓練科トス。
一 実現ノ方法ニ付テハ教員ノ養成及再教育ヲ以テ第一着手トシ、其ノ用意成ルヲ待チ且教育研究機関ヲ設置シテカクノ如キ教育ヲ研究セシメ漸次ニ之ヲ実施ス。

（出典：教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第一輯、『近代日本教育資料叢書（史料篇三）教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第5巻，pp.233-236より作成）

1938（昭和13）年7月の第7回整理委員会以降、伊東らの幹事試案に対する詳細で批判的な検討がなされる。まず整理委員長の本博太郎が、「国民学校」の名称問題と義務教育年限延長を前期・後期で区別化する（幹事試案では国民学校と国民実修学校）の二点に議論の焦点を絞った²⁵。最初の6年を「基礎学校」、後期を2年とすることについては多くの委員が共通して同意・賛同したが、三国谷三四郎（青山師範学校校長）は初等教育改革上、「八箇年全体的ニ考ヘテ内容ヲ整備」する必要があること、追加する二ヶ年の教育内容を精査・厳選することを強調しており、義務教育年限延長を初等教育改革において意味のあるものとするために、教育課程の精査や教育内容の改善の必要性を強調した²⁶。

森岡常蔵（東京文理科大学学長・東京高等師範学校校長）も、初等教育は「国民トシテノ常識判断」の養成が目的であるために、延長した2年間も「実業学校」の扱いとするのではなく、あくまで「普通教育」として捉えることの重要性を強調した²⁷。整理委員長の本博太郎は「初等教育トシテ八箇年」を一貫した一系統の教育に収斂させることを重視したうえで、「暦年齢」だけでなく「精神年齢」に応じた教育対応の制度化にも言及している²⁸。

こうした議論を経て、国民学校の義務教育年限を8ヶ年として、前期6年を初等科、後期2年を高等科として区別することへと落ち着くが、義務教育年限延長を実現するうえで、教育内容・方法の改善や子どもの実態に応じた教育対応の実施などの制度化についても言及されていた点は特筆される。

1938（昭和13）年7月20日に開催された第8回整理委員会においては、幹事試案でも目立った大胆な教科統合の方法について審議される。冒頭に文部省調査課長の小野島右左雄が、幹事案で示された教科統合に関わっては、教育の目的としての「皇国民的精神ヲ以テ之ヲ統一」を果たすために、既存の合科教授を改良したものであるとの説明を行った²⁹。こうした教育内容・方法の改善については、画一的な教授方法を改良し、「国

家的」目的のために「児童ノ個性ヲ重ンズル」教育方法を開発し制度化する方向性であることが示された。

一方、上記の大胆な教科統合については、各委員から多くの反対意見が出されている。例えば、下村寿一（東京女子高等師範学校校長）は附属小学校の合科授業を紹介し、こうした合科授業の実施は、担当する教師に「相当ノ力」が必要であること、一学級30人位の適切な学級環境のときに合科教授の成果が発揮されることを報告し、教育条件の整備や教員養成の改善がまず実施されるべきであることを強調した³⁰。

森岡常蔵（東京文理科大学学長・東京高等師範学校校長）は、「家庭生活カラ直グ学校ニ移ツテ来タ」低学年の子どもについては「総合的」な教育方法が適しているが、年齢を重ねるにつれて「分析的」な教授に転換していくことが大切であることを強調し、「分析的」な教授のなかで子どもの躓きが生じた場合には、ドイツのマンハイム・システムのような教育上の工夫を行う必要性を強調している³¹。

こうした各委員の反対意見に対して、幹事試案を作成した文部大臣の伊東延吉は十分に応答できず、学習理論や思想的観点から修正がなされていくこととなる。

表2 初等教育改革に関わる整理委員会メンバー

後藤文夫（貴族院議員，昭和研究会・教育研究同志会）
下村寿一（東京女子高等師範学校校長）
田中穂積（早稲田大学総長）
関口八重吉（東京工業大学教授）
香坂昌康（国民精神総動員中央連盟理事）
森岡常蔵（東京文理科大学学長・東京高等師範学校校長）
佐々井信太郎（大日本報徳社副社長）
三国谷三四郎（青山師範学校校長）

3. 3 小学校の児童保護的機能，子どもの困難・障害に応じた特別学級編製の制度化に関する審議

これまで見てきた幹事試案は、教育目的・教育年限・教科目・教育課程のみが示されていたために、教育目的・内容・方法の改革を現実的なものにするには、教育条件全般に関わる改革の必要性も検討されることになる。1938（昭和13）年9月14日の第13回整理委員会において貴族院議員である後藤文夫が「学級児童数」「学校ノ規模」「一般ノ学校ノ環境」「家庭ノ生活ト学校トノ関係」に関わって、これまで教育現場で配慮されていたことを制度として検討することが、画一的教育の改良・改善につながることを提起している³²。

まず学級規模・二部教授などの学級条件の改善について審議がなされ、三国谷三四郎（青山師範学校校長）は、小学校の学級児童数に関わって都市部では一学級あたり60～80人という過密状態であるが、「原則的ニ」「四十人位ガ適當」であり、二部教授に関わっても「児童ノ教育上憂フベキ」ことが多いとして「余程嚴重ナ規程」を設ける必要があることを提案した³³。森岡常蔵（東京文理科大学学長・東京高等師範学校校長）も一学級の児童数が多ければ「国民教育ヲ出来ルダケ完全ニ行」うことは困難となるために、二部教授の減少、一学級50人程度の学級編制を目指すべきであるとしている³⁴。

こうした委員の意見に対して、文部省普通学務局長の藤野恵は「前後二学級ニ付テ一本科正教員」を置くことが決められており、教員の過労については配慮がなされていること、「過大学級」を解消すると二部教授が逆に増加することなどに言及し、根本的な解決策である小学校数や教員数の改善については現状難しい旨を表明しており、整理委員長林博太郎は「学級数ノ問題ハ二十四トシテ」おいて後は「大都会ナドノ特別ノ事情ノアル所ハ府知事ノ裁量デ許ス」ということで結論付けている³⁵。

1938（昭和13）年9月21日の第15回整理委員会において、初等教育の年限延長実現にあたっては、貧困・障害等によって多くの不就学・中途退学者が顕在化することが想定されるために、こうした子どもへの特別な教育的対応を講じる必要が検討された。

例えば、特別委員長田所美治は「義務制ヲ八年」に延長した場合、「貧困児童ノ就学ノ問題」が優先される課題になると想定し、現実として貧困等の理由で高等小学校には20万人が進学できていないために、こうした貧困の子どもへの就学奨励の措置について検討される必要があることを示した³⁶。

これについて普通学務局長藤野恵は「尋常小学校卒業者中新ニ高等小学校ニ相当スル分ヲ義務制ニスルトス

レバドレ位ナ児童ガ貧困ノ為ノ不進学者デアルカ」を明確にすることが先決であるとした³⁷。「尋常小学校ヲ卒業シテソレ以上ノ上級ノ教育ヲ受ケザル」者「二十一萬六千人」のうち「貧困」によるものが「約十二萬三千程度」で「全体ノ五割強」、その他「父兄ノ無理解」「早期就業」などによって上級学校に進学できないものも少なくなく、労働賃金の補填や生活保障などを含めた積極的な就学奨励策の導入も視野に入れるべきであると述べている。

下村寿一（東京女子高等師範学校校長）は、現行の尋常小学校においても貧困のために就学が困難である児童も多数いるために、「小学校令ノ貧困ノ為ノ猶豫免除」の規定を削除し、そのために適切な「就学奨励ノ方法」も制度化する必要性を強調した³⁸。また香坂昌康（国民精神総動員中央連盟理事）は、就学猶予・免除の認定を受けている児童数は左程多くないことは認めつつも、「實際ニ於テハ就学ハシテモ欠席ヲシテ居ツテ事実上ノ不就学」の子どもは少なくないと言及し、こうした子どもへの就学奨励策を講じる必要を強調した³⁹。

上記の意見を受けて、普通学務局は「漁業関係其ノ他ノ方面ニ於ケル水上生活者等ニハ就学ハシテ居ルケレドモ事実上絶エズ欠席等ノアル者ガ或ル程度」存在していること、「居所不明」の事由のために、不就学となっている子どもが約「一萬二千十六名」いることを報告し、実際には不就学となっている子どもが多数いることを示した⁴⁰。

こうしたなかで、田中穂積（法学者・早稲田大学総長）は、労働賃金の補填や生活保障などを含めた積極的な就学奨励策を明言することは財政面を踏まえると困難であるとして、整理委員会の決議としては「義務年限ノ延長ヲスルニ付テハ不就学児童ヲナカラシメルガ為ニ貧困ニシテ就学スルコトノ困難ナル者ノ為ニ」国庫補助を増額する案が妥当であると言及した⁴¹。こうした議論からも「国民学校ニ関スル要綱」では「就学奨励施設ノ拡充整備ニ関シ十分ナル方策ヲ講ジ」「貧困ニヨル就学ノ猶予及免除ハ之ヲ廃止」することが提案された。

なお、特筆すべきは明文化されなかったものの、夜学校や水上学校などの尋常小学校以外の特別な初等教育機関（小学校ニ類スル各種学校）が、委員間において教育機会の拡充を果たす上で重要な意義・役割を有するものであると認識されていた。

森岡常蔵（東京文理科大学学長・東京高等師範学校校長）は、義務教育年限延長と関わって、「家庭ノ貧困、又早期就業ト云フ者モ居ルカラ、若シ実行出来ルナラバ」「使用者モ多少考ヘテヤツテ学校ニヤルヤウナ途モ開イタラドウ云フモノデアラウカ」「特別ノ場合ハ国民学校ヲタ方開」き、「東京ナラバ二区カ三区一緒ニシテ夜間ノ学校ヲ造ル」必要性を強調している⁴²。下村寿一も「外国人ノヤツテ居ル学校」である「尋常夜学校」とともに、「低能児ノ教育」においても「小学校ニ類スル各種学校」の果たす意義・役割が大きいとして、「各種学校ハ小学校バカリデナク、他ニモアルガ、是ハ相当ニ許サレテ良イモノデアツテ」「日本人ノ教育ガ画一的ダト言ハレルガ」こうした「弾力性アル「エラスティック」ナ部分ガ日本ニモアツテ良イト思フ」と述べ、「全然削除スルコトハ賛成シ兼ねル」と意見している⁴³。

実際に東京市に開設されていた児童労働等に従事しているために昼間の就学が困難となっていた児童の「尋常夜学校」は、1929（昭和4）年においては43校であったものが、1940（昭和15）年には81校にまで増加するほど、多様な教育的困難をもつ子どもの教育機関として重要な意味をもっており、当時不就学として顕在化した「水上児童」の教育的対応を実施していた私立水上尋常学校も1940（昭和15）年には「東京市立水上尋常小学校」として改組され、東京市の管轄となる⁴⁴。

こうした夜学校や「水上尋常学校」などの「小学校ニ類スル学校」は下村寿一が言及するように、実質的に「貧困・児童労働・不就学」の子どもの教育保障を促していたために、審議会においては廃止の方向性で審議が進んでいたものの、1941（昭和16）年の国民学校の制度化以降も「国民学校ニ類スル各種学校」として、国民学校の教育課程・内容との関連性をより密接にもちながら「国民夜学校」「水上国民学校」として存続する。

また普通学務局長藤野恵は、障害・病気等を理由にして尋常小学校から上級学校へと進学できないものが多数いるとして「精神薄弱」によるものが「一萬四千六百人」、「病氣、身体虚弱、不具」によるものが「五千五百」人存在しており、「此ノ中ニハ病氣デアツテ後治療ヲ見テ正常児ト同様ニ取扱フコトノ出来ル者ガ若干」あるとしており、義務教育年限延長を果たすためには、こうした子どもの困難・障害・病気に応じた特別な教育の制度化について検討する必要性を示した⁴⁵。加えて、障害・病気を有する子どもへの「特殊ナ教育」を実施している教育機関として「盲学校」「聾啞学校」の他、「身体、肢体ノ不自由」などの「身体的欠陥児童」への

保護教育機関（東京市立光明学校や三田谷治療院）、教護院内の小学校教育を挙げるが、多くは社会事業施設ないしは「小学校二類スル各種学校」による取り組みであり、尋常小学校などの学校教育の範疇では十分に扱ってこなかった点を指摘している⁴⁶。

整理委員長の林博太郎（東京帝国大学元教授）は、上記の現状を含めて「身体ノ弱イ者バカリデハナク」「不具者」「低能者」も含めた「色々ノ特殊教育機関」を「財政ノ許ス限り」開設し実行していくことを要綱のなかに記載するべきであると述べている。加えて「弱視児（盲デハナイ、少シハ目ガ見エルガ完全ニハ見エナイ）難聴児（少シハ聞エルケレドモ完全ニハ聞エナイ）」などの障害・疾病をもつ子どもも含めて、「今度ノ国民学校アタリデハ特別ニソレ等ノ者ヲ集メテ」十分に教育し、「不進学児童ニ付テモヤレルヤウナ方法ハ講ジナケレバナラス」と言及している⁴⁷。

三国谷三四郎（青山師範学校長）は、「誰ガ見テモ是ハ特別扱ニシナケレバナラス」重度の障害児の場合に、三田谷治療院などの教育治療院の対応が求められるが、実際には公立の特殊教育機関の開設は困難であるとする。小学校内において「能力ノ十分デナイ者ニ対シテハ低能児学級ヲ組織」したり、「身体的ニ虚弱ナ者ニ対シテハ」「虚弱者トシテ特別ナ取扱ヲシテ貰フ方」が現実的な対応であり、こうした特別な教育的対応の制度化がなされるべきであるとした⁴⁸。

このような整理委員の見解に対して文部省普通学務局は、実際の状況として東京市などでは「補助学級」「養護学級」「難聴学級」「弱視学級」「吃音学級」などの各種困難・障害に応じた特別学級が整備されていることに触れ、「精神身体ノ欠陥アル児童ニ対シテ単ニ就学ヲ免除スルト云フコトデアツテハ保護デハナクシテ寧ロ虐待デアル」として、「身体、精神ノ欠陥アル児童ニ対スル規程」の記載の重要性を認めている⁴⁹。

ここではとくに東京市の各種困難・障害に応じた特別学級の実態が詳細に紹介されており、「低能児」の「補助学級」が「約二十七学級」、「身体虚弱児童ノ方ハ養護学級ト称ンデ、是ガ三十二学級」「吃音学級ガ約三学級」「弱視児童ノ学級ガ約二学級」「難聴児童ノ学級ガ二学級」開設されていることが示され、東京市等の大都市を中心とした「特別な教育的対応・配慮」の先行的事例を踏まえて、こうした特別学級の制度化が目指されたことがうかがえる。

加えて普通学務局は「欠陥ノ程度ノ比較的軽イ」子どもは特別学級を設けて「学校内ニ於テ合ハセテ或ル事ヲ教ヘレバ」問題ないが、「身体精神ノ故障ノ程度ガ到底一ツノ学校ノ中ノ学級編制等ノ方法ニ依リ難イト云フヤウナ、異常ノ程度ノ強イ者」に関しては、分離した教育機関での教育的対応も必要であるし、子どもの各種困難・障害に応じて特別な学校の開設の重要性も言及している。とくに「腺病質ノ児童」は「保健的ニ見テモ非常ニ恐ロシイ結果」になるとして、通常学級から分離した公立の「養護学校」の開設が必要であること、「肢体ノ不自由児」はその他の「児童カラ軽侮ヲ受ケ」るために特別な学校の設置が制度化されるべきであることも言及されている。

一方、「盲聾啞教育」義務制の可否に関しても話題に上るが、多くの委員において「盲聾啞教育」の義務制は時期尚早として否定的な意見も目立った。とくに、普通学務局長藤野恵が言及するように、現状として「普通ノ小学校ト違ツテ盲聾啞等ノ児童ハ通学」が困難で寄宿舎等が不足し、貧困の「聾啞児童」の就学を促すためには「就学奨励費」の整備が不可欠であるために、条件整備を整えることがまず優先されるべきであるとされた⁵⁰。このように盲聾啞教育の義務制に関しては「一日モ速ニ義務制ヲ実施スル」という記述に留まったが、義務制実施のために必要となる「盲聾啞教育」の質の改善について優先的に議論されていたことは注目される。

第15回整理委員会においては、学校と家庭や社会との連携について「ソーシャルセンター」としての学校、「家庭相談」「保護者トノ関係」に関する議論が実施された⁵¹。後藤文夫（貴族院議員・昭和研究会）は、現状では小学校校長はその地域の「社会的中心ノ一人」であり、「家庭ヲ回ツテ歩イテ、家庭デ学校デ教ヘタ所ノ学科ガドウ云フ風ニ効果ヲ挙ゲテ」いるかを確認したり、「絶エズ児童ニ付テ相談モ受ケレバ」「家庭ニ行ツテオ母サンヤオ父サンノ相談相手」を行うなど、「小学校等ニハ家庭相談」の機能・役割が備わっている点を指摘しており⁵²、「国民教育ノ改革ノ内容、改革ノ精神ヲ徹底サセル」ためにも、教職員を補充して「学校ト家庭及環境トノ連鎖ヲ、モウ少シ進メテ」「児童ノ教育環境ト云フモノヲ整備」する必要あることを強調した⁵³。

3. 4 「国民学校ニ関スル要綱」の作成過程と子どもの「養護・鍛錬」の拡充

1938（昭和13）年9月28日に第17回整理委員会が開催され、これまでの審議を踏まえて文部省によって作成された「国民学校ニ関スル要綱案」が報告されるが、要綱案の条項について、一つひとつ丁寧な検討が加えられている。

まず審議されたのは教育の方法の核となる「教育ヲ全般ニ互リテ皇国ノ道ニ統合帰一セシメ其ノ修練ヲ重シ各教科ノ分離ヲ避ケ知識ノ綜合ト其ノ実行トノ合致ヲ図ルコト」という条項であり、最終的には「教育ヲ全般ニ互リテ皇国ノ道ニ帰一セシメ其ノ修練ヲ重シ各教科ノ分離ヲ避ケテ知識ノ統合ヲ図リ其ノ具体化ニカマルコト」へと修正されるに至った。委員の三国谷三四郎（青山師範学校校長）が言及するように、「知識ヲ互ニ綜合」し、「其ノ綜合サレタ知識ノ実行」するという流れが分かりにくい点から⁵⁴、長時間にわたって議論された。

こうした点に関わって整理委員長のエ博太郎（東京帝国大学元教授）は「画一ヲ打破スルト共ニ画一ニ泥マナイデ克ク地方ノ実情ニ即シタヤウニスルト云フコトハ毎々」議論していたことを踏まえて、「教育ト生活トノ分離ヲ避ケ国民生活ニ即セシムルヲ以テ旨トシ高等国民学校ニ於テハ特ニ此ノ点ニ留意シ画一ニ泥マズ克ク其ノ効果ヲ収ムルニカマルコト」の一文を条項として加えることが審議され、要項案に追記されるに至った⁵⁵。

9月30日に実施された第18回整理委員会では「国民学校ノ編制」「養護、鍛錬ニ関スル施設及制度」「貧困ニヨル就学ノ猶予及免除」の廃止、「精神又ハ身体ノ故障アル児童ニ付特別ノ教育施設」「学校ト家庭ノ連携」などの条項が再検討される。とくに再審議となったのは「児童ノ環境、土地ノ情況ニ応ジテ養護、鍛錬ニ関スル施設及制度ヲ整備拡充スルコト」という条項であった。後藤文夫（貴族院議員・昭和研究会）は「国民ノ身体ノ改善ト直チニ相伴ナツタ精神状態ノ改善」の教育手段を具体化するうえで、曖昧な表記にするのではなく「養護、鍛錬ニ関スル施設及制度」の具体的な方法論を明確にすべきとして、文部省普通学務局に試案の作成を要請した⁵⁶。

10月5日の第19回整理委員会では「児童ノ養護訓練ニ関スル施設、制度ノ整備拡充」に関して「今少シク之ヲ内容的ニ現ハスヤウナ方法」が文部省体育課長の岩原拓から報告される。岩原は「正科ノ教科トシテノ体練科」が「身心一体ノ訓練」のために設定されてはいるが、児童期において「身心一体ノ訓練ヲ重視シテ養護鍛錬ノ実績ヲ挙ゲテ行ク」ためには、「色々ノ設備」「色々ノ制度ニ付キ十分整備拡充ヲ図ラナケレバナラナイ」として、「都市児童ノ為郊外学園等ノ施設ヲ奨励スルコト」「全校体育、学校給食其ノ他ノ鍛錬養護施設ノ整備拡充ヲ図ルコト」「学校衛生職員ニ関スル制度ヲ整備スルコト」を条項として追記することを提案している⁵⁷。

「都市児童ノ為郊外学園等ノ施設ヲ奨励スルコト」に関わっては、都会に住む多くの子どもの「体質ガ非常ニ虚弱性」となっており、「精神的虚弱、身体的虚弱ヲ合ハセタ精神身体的ノ虚弱性ヲ現ハシテ居」り、「都市児童ノ為ニ特ニ都市ヲ離レタルーツノ教養施設ヲ作」り「養護鍛錬ノ効果ヲ全ウセシムル」必要性が強調された。

「全校体育、学校給食其ノ他ノ鍛錬養護施設ノ整備拡充ヲ図ルコト」については、「全校体育」とは「一ツノ学校ト云フ纏ツタ生活体ガ体育ヲスルノdeal」として、「一定ノ時間ヲ全校体育ノ時間トスル、是ハ校長初メ職員生徒、皆ガ其ノ時間ニ於テハ体育ニ精進ヲスル」ことであると説明され、「学校衛生職員ニ関スル制度ヲ整備スルコト」に関わっては、衛生上の指導・支援などの学校全体の実務を担う「学校医」「学校歯科医」「学校看護婦」の制度化を果たすべきであるとして条項に組み入れられた旨説明がなされた。

こうした説明を受けて三国谷三四郎（青山師範学校校長）は、こうした新規の重要提案は「小学校教育全般ニ関シテ整理委員ガ色々御話合」をしているときになされるべきとし、十分な精査が必要な項目であると疑問を呈するが、普通学務局長藤野恵と体育課長岩原拓は身体虚弱児の保護教育を行う「郊外学園」は、東京市では麹町区・麻布区・日本橋区・四谷区の小学校が連合して取り組みを実施しており、「学校医」「学校歯科医」「学校看護婦」なども配置が進んでいることを踏まえ、上記のように実際に先行して取り組まれてきた「児童ノ養護訓練ニ関スル施設」を拡充し、制度化するものであることを主張した⁵⁸。

実際に東京近郊においては、身体虚弱児童のための養護学園（常設の林間学校・郊外学園）が多数開設されてきた。とくに1935（昭和10）年以降には東京市や各区が主体となって「結核予防」のための養護学園が開設されており、審議会での審議がなされていた時期には、麹町臨海学園、京橋区健康学園、深川区立海濱学

園、竹岡学園、富岡学園などの養護学園が開設されていたことが確認できる（表3）。

表3 戦前に開設された養護学園（東京近郊）

設立年度	養護学園・常設林間学校	設立者
1917（大正6）年	茅ヶ崎林間学校	白十字会
1925（大正14）年	富浦海濱学園	日本赤十字社千葉支部
1926（昭和元）年	花岡学院	花岡和雄
1927（昭和2）年	一宮学園	児童愛護会
1931（昭和6）年	熱海外気学校	高塚賢三
1934（昭和9）年	東京麹町区臨海学園	東京市麹町区
1936（昭和11）年	東京市深川区海濱養護学園	東京市深川区
1936（昭和11）年	東京府立久留米養護学園	東京府
1936（昭和11）年	東京市麻布区海濱養護学園	東京市麻布区
1937（昭和12）年	東京市立神奈川養護学園	東京市
1937（昭和12）年	東京市京橋区健康学園	東京市京橋区
1938（昭和13）年	沼津養護学園	東京市
1938（昭和13）年	竹岡養護学園	東京市
1941（昭和16）年	東京市立片浜養護学園	東京市

（出典：大西永次郎（1940）『学校体育と学校衛生』龍吟社，p.283，文部省監修（1973）『学校保健百年史』，pp.218-219より作成。）

特別委員長の田所美治は、喫緊の課題である「国民体位ノ向上」を果たすうえで、上記のような「鍛練養護施設ノ整備拡充」は不可欠としたうえで、「学校給食」よりも先に「結核性ノ脆弱児童ヲ転地療養デモサセテヤルヤウナ施設」などの虚弱児の保護施設を明記するべきであり、学校衛生職員の制度化についても「学校医」「学校歯科医」「学校看護婦」などの具体的な文言を記載するべきであるとの意見を述べている⁵⁹。

こうしたなかで下村寿一（東京女子高等師範学校長）は、特別委員長の田所美治による「児童ノ虚弱ナ者ノ為ニ何カ特別ナ施設ヲシタラ良カラウ」という言及に関わって、「国民学校ニ関スル要綱案」にすでに組み入れられている「精神又ハ身体ノ故障アル児童ニ付特別ノ教育施設竝ニ之ガ助成方法ヲ講ズル」という条項が、虚弱児童の特別教育施設として読み取れる可能性を強調した⁶⁰。整理委員長の林博太郎（東京帝国大学元教授）も「今東京市初メ「トラホーム」ト云フモノガドンドン殖エテ行ク」「盲腸炎ガ起リ掛ツテ居」るなど疾病・健康問題が依然として問題視されていることを報告し、「耳鼻咽喉ハ特ニ考ヘテ医者ノ方ノ配置」「肝油」の給付などの「鍛練養護施設」の一層の具体化を求めるが⁶¹、文部省体育課・普通学務局の提案の通りに条項が追記されることとなる。

こうした整理委員会の審議を経て表4に示す「国民学校ニ関スル要綱案」が作成され、1938（昭和13）年の教育審議会第10回総会にて、特別委員長の田所美治から要綱案の報告がなされ、「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」答申案が可決される。

ここまでの議論をみると教育審議会整理委員会では、義務教育年限延長に伴っていっそう困難となる貧困・疾病・障害を有する子どもの就学を奨励促進するために、就学奨励施策の拡充だけでなく、過大学級や二部教授の解消、身体虚弱児童を含めたすべての子どもの対する学校給食の拡充、常設林間学校や臨海学園の開設、学校衛生職員の制度化などの学校保健設備の拡充、学校附設の児童相談所の開設、子どもの各種困難・障害に応じた特別な学級・学校の開設など、小学校の児童保護・福祉的機能の拡充と多様な困難をもつ子どもの「特別な教育的対応・配慮」の制度化がめざされていたと捉えられる。

もちろん第19回整理員会での審議のように、文部省体育課から提起された「国民体位ノ向上」「養護・鍛練に関する施設」など、戦争遂行・健民健兵育成に関わる提案が「国民学校ニ関スル要綱案」の内容決定に影響を与えたが、整理委員会全体の審議をみると、東京市等の大都市がこれまで実施してきた身体虚弱児の養護学級・養護学園の取り組み、学習困難児や「精神薄弱児」のための特別学級、「難聴学級」「弱視学級」や肢体不

自由児学校（東京市立光明学校）等の子どもの困難・障害に応じた特別学級・学校での取り組みをベースとして議論され、「国民学校ニ関スル要綱案」の内容決定に大きな影響を与えたものと推察される。

表4 「国民学校ニ関スル要綱案」

「国民学校ニ関スル要綱案」（1938年9月28日第17回整理委員会において文部省より報告）	
一	国民学校ノ修業年限ヲ八箇年トシ之ヲ義務教育トスルコト
一	国民学校ヲ分テ初等国民及高等国民学校トシ、初等国民学校ノ修業年限ヲ六箇年高等国民学校ノ修業年限ヲ二箇年トスルコト初等国民学校ノ教科ト高等国民学校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ国民学校トスルコト
一	保護者ハ児童六歳ヨリ十四歳ニ至ル迄之ヲ市町村立国民学校ニ就学セシムベキモノトスルコト
一	国民学校ノ教育ハ左ノ趣旨ニ基ヅキ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スモノトスルコト (一) 教育ヲ全般ニ互リテ皇国ノ道ニ統合帰一セシメ其ノ修練ヲ重ンジ各教科ノ分離ヲ避ケ知識ノ綜合ト其ノ実行トノ合致ヲ図ルコト (二) 皇国ノ道ノ修練ニ付テハ訓練ヲ重ンズルト共ニ各教科ノ教授ノ振作、体位ノ向上、情操ノ陶冶ニ力ヲ用ヒ、大国民ヲ造ルニカムルコト
一	国民学校ノ教科ハ前項ノ趣旨ニ從ヒ之ヲ縦ニ統合シテ別紙ノ四又ハ五教科ト為シ各々其ノ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ一面其ノ特色ヲ發揮セシメ窮極ニ於テハ之等ノ教科ヲ国民鍊成ノ一途ニ帰セシムルコト
一	教科書ニ付テハ国民学校教科設定ノ趣旨精神ヲ徹底スルト共ニ内容ノ整理改善ヲ行フ為之ヲ改訂スルコト
一	国民学校教育ヲシテ常ニ国家ノ進運ニ適応セシムルト共ニ斯教育ノ徹底ヲ図ル為教員養成制度ノ刷新ト共ニ教員再教育ニ関スル制度ヲ整備確立シ一層教員ノ実力ヲ涵養スルニカムルコト
一	教員ノ地位ヲ向上セシメ国民教育ノ振興ヲ図ル為国民学校教員俸給ハ道府県ノ支辨ト為スノ建前ノ下ニ適当ナル方法ヲ講ズルコト
一	国民学校ノ編制ニ関シテ其ノ教育ヲ徹底セシムル為特ニ左ノ事項ニ留意スルコト (一) 学級数及一学級ノ児童数ニ付テハ夫々適当ナル制限ヲ設ケ成ルベク其ノ減少ヲ図ルコト (二) 教育組織ニ付テハ一層有資格者ノ充實ニカムルコト (三) 二部教授ハ特別ノ事情アル場合ニ限り適当ナル制限ヲ設ケ之ヲ認ムルコト
一	児童ノ環境、土地ノ情況ニ応ジテ養護、鍛鍊ニ関スル施設及制度ヲ整備拡充スルコト
一	就学奨励施設ノ拡充整備ニ関シ十分ナル方策ヲ講ジ各種社会法制ニ付適当ナル考慮ヲ加フルト共ニ貧困ニヨル就学ノ猶豫及免除ハ之ヲ廢止スルコト
一	精神又ハ身体ノ故障アル児童ニ付特別ノ教育施設竝ニ之ガ助成方法ヲ講ズルヤウ考慮シ特ニ盲聾啞教育ハ国民学校ニ準ジ速ニ之ヲ義務教育トスルコト
一	学校ト家庭ト相俟チテ国民学校教育ノ完キヲ期シ児童相談所等ノ施設ヲ国民学校ニ附設スルコトニ付考慮スルコト
一	中等学校トノ聯絡ハ概ネ従前ノ例ニヨルコト
一	国民学校制度実施上ノ上ハ青年学校普通科ハ之ヲ廢止スルコト
「国民学校ニ関スル要綱案」（1938年10月5日第19回整理委員会で決定した案）	
一	国民学校ノ修業年限ヲ八箇年トシ之ヲ義務教育トスルコト
一	国民学校ヲ分テ初等国民及高等国民学校トシ、初等国民学校ノ修業年限ヲ六箇年高等国民学校ノ修業年限ヲ二箇年トスルコト初等国民学校ノ教科ト高等国民学校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ国民学校トスルコト
一	保護者ハ児童六歳ヨリ十四歳ニ至ル迄之ヲ市町村立国民学校ニ就学セシムベキモノトスルコト
一	国民学校ノ教育ハ左ノ趣旨ニ基ヅキ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スモノトスルコト (一) 教育ヲ全般ニ互リテ皇国ノ道ニ <u>帰一</u> セシメ其ノ修練ヲ重ンジ各教科ノ分離ヲ避ケテ知識ノ <u>統合ヲ図リ其ノ具体化ニカムルコト</u> (二) 訓練ヲ重ンズルト共ニ各教科ノ教授ノ振作、体位ノ向上、情操ノ陶冶ニ力ヲ用ヒ、大国民ヲ造ルニカムルコト
一	国民学校ノ教科ハ前項ノ趣旨ニ從ヒ之ヲ縦ニ統合シテ別紙記載ノ教科トシ、各々其ノ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ一面其ノ特色ヲ發揮セシメ窮極ニ於テハ之等ノ教科ヲ国民鍊成ノ一途ニ帰セシムルコト
一	教育ト生活トノ分離ヲ避ケ国民生活ニ即セシムルヲ以テ旨トシ高等国民学校ニ於テハ特ニ此ノ点ニ留意シ <u>画一ニ泥マズ</u> 克ク其ノ効果ヲ収ムルニカムルコト
一	教科書ニ付テハ国民学校教科設定ノ趣旨精神ヲ徹底スルト共ニ内容ノ整理改善ヲ行フ為 <u>必要ナル改訂ヲ為スコト</u>

- 一 国民学校教育ヲシテ常ニ国家ノ進運ニ適応セシムルト共ニ斯教育ノ徹底ヲ図ル為教員養成制度ノ刷新ト共ニ教員再教育ニ関スル制度ヲ整備確立シ一層教員ノ実力ヲ涵養スルニカムルコト
- 一 教員ノ地位ヲ向上セシメ国民教育ノ振興ヲ図ル為国民学校教員俸給支辨ノ方法ヲ改メ教員俸給費ハ国庫負担ト為スノ建前ノ下ニ適当ナル方法ヲ講ジ速ニ之ガ実現ヲ期スルコト
- 一 国民学校ノ編制ニ関シテ其ノ教育ヲ徹底セシムル為特ニ左ノ事項ニ留意スルコト
 - (一) 学級数及一学級ノ児童数ニ付テハ夫々適当ナル制限ヲ設ケ成ルベク其ノ減少ヲ図ルコト
 - (二) 教育組織ニ付テハ一層有資格者ノ充実にカムルコト
 - (三) 二部教授ハ特別ノ事情アル場合ニ限り適当ナル制限ヲ設ケ之ヲ認ムルコト
- 一 身心一体ノ訓練ヲ重視シテ児童ノ養護、鍛錬ニ関スル施設及制度ヲ整備拡充シ特ニ左ノ事項ニ留意スルコト
 - (一) 都市児童ノ為郊外学園等ノ施設ヲ奨励スルコト
 - (二) 全校体育、学校給食其ノ他ノ鍛錬養護施設ノ整備拡充ヲ図ルコト
 - (三) 学校衛生職員ニ関スル制度ヲ整備スルコト
- 一 教員ノ保健衛生ニ関シ適切ナル方策ヲ講ジ特ニ教員保養所其ノ他ノ保健施設ノ整備拡充ヲ図ルコト
- 一 就学奨励施設ノ拡充整備ニ関シ十分ナル方策ヲ講ジ各種社会法制ニ付適当ナル考慮ヲ加フルト共ニ貧困ニヨル就学ノ猶豫及免除ハ之ヲ廃止スルコト
- 一 精神又ハ身体ノ故障アル児童ニ付特別ノ教育施設並ニ之ガ助成方法ヲ講ズルヤウ考慮シ特ニ盲聾啞教育ハ国民学校ニ準ジ速ニ之ヲ義務教育トスルコト
- 一 学校ト家庭ト相俟チテ国民学校教育ノ完キヲ期スルニカメ之ガ為適当ナル整備ニ付考慮スルコト
- 一 高等国民学校ニ修業年限一箇年ノ特修科ヲ置クコトヲ得ルモノトシ実業其ノ他地方ノ事情ニ適切ナル教育ヲ為スヲ得シムルコト
- 一 国民学校制度実施上ノ上ハ青年学校普通科ハ之ヲ廃止スルコト

(出典：教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第三輯、『近代日本教育資料叢書（史料篇三）教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第6巻，pp.273-276，393-399より作成)

3. 5 「国民学校ニ関スル要綱案」と「国民学校令」「国民学校令施行規則」等との比較検討

教育審議会で可決された要綱や答申については、戦局の推移に伴う国家財政の逼迫に規定されて数年を経て具体化されたものが多く、また答申の精神から大きく後退して具体化したものも少なくない。1941（昭和16）年12月の太平洋戦争以前に発足した1939（昭和14）年の青年学校男子義務制と1941（昭和16）年4月の国民学校制度は教育審議会答申をほぼ実現した形となったが、その他の答申の実施は1943（昭和18）年の中等学校令、高等学校令、専門学校令、大学令、師範学校令公布等を待たねばならず、戦局の悪化もあって、その内容は教育審議会答申と大きく食い違うものとなった。

初等教育に関する教育審議会要綱・答申案である「国民学校ニ関スル要綱案」については、1941（昭和16）年3月に公布された国民学校令、国民学校令施行規則によって、基本的な内容はほぼ実現されたと捉えられている。とりわけ第一条の「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ成ス」という目的規定や教科の統合、教育方法上の改革は、他の学校領域にも甚大な影響を与え、国民学校制度の発足こそは教育審議会の意図を典型的に実現した事例であったと言及されている⁶²。

一方、要綱案に組み入れられた「貧困ニヨル就学ノ猶豫及免除」の廃止は国民学校令等にも反映されていたものの、そのために当然必要となる「就学奨励施設ノ拡充整備」については十分に制度化されず、国民学校令施行規則第116条に「貧困ノ為授業料ヲ納ムルコト能ハズト認ムル者ニ対シテハ管理者ハ授業料額ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得」と授業料免除・減額等の記載がみられるに留まった⁶³。

要綱案の「身心一体ノ訓練ヲ重視シテ児童ノ養護、鍛錬ニ関スル施設及制度ヲ整備拡充スルコト」の条項、とくに「学校衛生職員ニ関スル制度」拡充に関わっては、「養護訓導」の新設として実現した。国民学校令第15条に「国民学校ニハ教頭、養護訓導及準訓導ヲ置クコトヲ得」、第17条には「養護訓導ハ学校長ノ命ヲ承ケ児童ノ養護ヲ掌ル」などの記載があるように「児童ノ養護」を執り行う役割として養護訓導の位置づけが明確化された。1942（昭和17）年に公布された「養護訓導執務要項」（文部省訓令第19号）において「養護訓導」の役割として「身体検査」「学校設備」「学校給食」「健康相談」「疾病ノ豫防」「救急看護」「学校歯科」「要養護児童ノ特別養護」などが挙げられ、子どもの「養護鍛錬」に関わる様々な取り組みを「養護訓導」の執務に収斂させている⁶⁴。

要綱案に記載されていた「精神又ハ身体ノ故障アル児童ニ付特別ノ教育施設竝ニ之ガ助成方法ヲ講ズルヤウ考慮シ」の一文は、国民学校令施行規則第53条の「国民学校ニ於テハ身体虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ為ニ特ニ学級又ハ学校ヲ編制スルコトヲ得」に反映されていると捉えられるが、教育対象が「精神又ハ身体ノ故障アル児童」から「身体虚弱」など「特別養護アリト認ムルモノ」へと改まっており、「国民学校ニ関スル要綱案」で示された「郊外学園」拡充などの「鍛錬養護施設ノ整備拡充」の一環として、上記の特別学級編制が規定されているように思われる。

要綱案の「盲聾啞教育ハ国民学校ニ準ジ速ニ之ヲ義務教育トスルコト」の条項に関しては、当初は文部省内において「人的資源は一人でもいかにさねばならぬという見地から、盲ろう児教育を義務教育としようとし、予算三百万円を計上するまでになった」が、1939（昭和14）年8月に内閣が代わったときに、この案が見合わされてしまったという⁶⁵。戦局・時局の関係から「国民体位の向上」「養護鍛錬」に直接結びつかない教育改革案に関しては実現には至らなかったと考えられる。

4. 国民学校制度における「養護学級・学校」編制規定

教育審議会整理委員会での議論を踏まえると、二部教授・過大学級や貧困・障害による中途退学・不就学の解消、小学校の児童保護的機能の拡充の一環として、子どもの困難・障害・疾病に応じた特別学級・学校の開設・編制が目指され、教育審議会の審議結果である「国民学校ニ関スル要綱案」において「精神又ハ身体ノ故障アル児童ニ付特別ノ教育施設」の開設に関わる条項が組み入れられたが、実際に発足した国民学校令施行規則第53条では「身体虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ」の特別学級・学校、すなわち身体虚弱児を中心とした子どもの「養護学級」「養護学校」の開設が主として認められ、そのなかに「精神薄弱」「弱視」「難聴」「肢体不自由」などの困難・障害をもつ子どもも含まれるという形となった。

こうした背景には、日中戦争以降の戦局の拡大、1938（昭和13）年の厚生省発足による体力政策があり、国民全体の衛生運動の拡充のなかで、結核予防や身体虚弱児に対する「養護・鍛錬」が戦争遂行に必要な国力・兵力を維持するうえで不可欠な課題と据えられたことが大きい。

国民学校令、国民学校令施行規則において組み入れられた「養護」というタームは、明治後期より「日常生活において、栄養・空気・光線・衣服・保温・清潔・運動・休養等の衛生的原則を順守させ」「健康を保持増進させる作用」として利用されてきたが⁶⁶、こうした養護が大正・昭和戦前期において教育行政・現場等にもどのように浸透し、総力戦体制下の教育改革においていかに捉えられていたのかを検討し、国民学校令施行規則において明記された「養護学級」「養護学校」編制規定との関連性についても併せて検討する。

4. 1 大正・昭和戦前期の学校衛生行政の特色と「養護・鍛錬」の促進

大正期において、従来、環境衛生を中心に発達してきた「学校衛生」と、教育方法の一つとして見なされてきた「養護」が身体検査を接点として事後措置の分野で結合し、不良習慣の矯正・良習慣の矯正、良習慣の訓練等を行う「一般養護」および身体検査で発見された病弱児・虚弱児への医学的な措置・指導を行う「特別養護」として実施されるようになる⁶⁷。

1920（大正9）年の「学生生徒児童身体検査規程」改正で「監察ノ要否ハ検査ノ結果身心ノ健康状態不良ニシテ学校衛生上特ニ継続的ニ観察ヲ要スト認ムル者」への特別な措置に関する条項が組み入れられ、1921（大正10）年に文部省大臣官房に設けられた学校衛生課の管掌事項として「設備ノ衛生」「教授衛生」「体育運動」「身体検査」「疾病ノ予防並治療ニ関スルコト」などの一般的な学校衛生とともに「身体虚弱又ハ精神薄弱ナル生徒児童等ノ監督看護ニ関スルコト」も含まれ、身体虚弱児への特別な注意と必要な措置をとることが訓令として規定された⁶⁸。

東京・大阪市などの大都市においては、日常的に健康を保持増進させる一般的な養護の促進とともに、疾病や健康問題を抱える子どもへの特別な対応のために、学校の常勤職員として執務に取り組む「学校看護婦」の配置、「学校診療所」「衛生室」の拡充がなされたり、林間学校や臨海学校などの「開放学校」「身体虚弱児特別学級」「フェリエンコロニー（休暇聚落）」が開設された。とくに大阪市では小学校全校に「学校衛生婦」配

置をめざし、医療的処置に限らず、家庭訪問・衛生検査・教室巡視・校外教授付添等がなされ、東京市においては「林間学校」「臨海学校」「養護学級」「休暇聚楽」など多様な形態の養護施設が開設された⁶⁹。

東京市では1926（大正15）年に「定期生徒児童身体検査ニ関スル注意ノ件」が各区長に発布され、各小学校において眼科・耳鼻科・内科・整形外科・皮膚科・歯科の「異常」が身体検査にて確認され、1928（昭和3）年に継続的な「観察」が必要な児童として、「病弱・身体虚弱児・感染症」の子どもだけでなく、「弱視を含む視力障害や聴覚障害、四肢運動障害、腺病質、心臓弁膜障害」などの疾病・健康問題を有する子どもへの養護の方法・内容が検討されるなど、「弱視」「難聴」「肢体不自由」の子どもの特別養護が実施される基礎が形成される。

こうした学校衛生の実践を踏まえて、文部省衛生官の大西永次郎は「学校衛生の各方面に亘り学校に於ける衛生的諸施設の完全を期し、生活環境の衛生清潔に力むるは勿論、特に学習負担の過重に留意し、児童をして快活なる心情の下に学校生活を楽しましむる」一般的な養護の拡充とともに、「養護学級を以て虚弱児対策の本態とし、各小学校に於ける学級の分類編制」「特に虚弱の程度高きものは之を養護学級に収容する」「最も軽き虚弱児童の対策として所謂休暇聚落の普及を図る」ことが必要と述べている⁷⁰。

また大西は著書『施設中心虚弱児童の養護』においても、学校における「保健養護の方法」として「児童身体検査に於ては監察を要する児童について規定し、健康状況により学校医の継続的監察を要求」する「衛生上の整備」や「学科の進度、教材の分量、学習の程度等に対して一般的に軽減の態度を採る」「教授訓育に関する衛生方面」の改善、「運動の實際を適当に指導すること」「学校と家庭との連携を緊密にすること」を挙げ、とくに虚弱児童の特別な養護にかかわって「休暇聚落」「開放学校」「特別学級」の開設の必要性を強調した⁷¹。

このように大西は、各地で運営されていた「学校衛生」「養護施設」に倣って多様な困難を持つ子どもの健康改善のあり方を整理しているが、「養護施設」の対象児童に関わって「文部省学校衛生関係法規の中にも病者、虚弱者、精神薄弱者なる文字を用ひて、虚弱なる文字は明かにその身体的であるべきを指示してゐる」と述べていることから⁷²、大西による「養護」に関わる様々な取り組みは主に身体虚弱児を対象にしていたと思われる。

大正・昭和初期になされていた「学校衛生」「養護」を含めた子どもの健康改善に関わる取り組みは、日中戦争や1938（昭和13）年の厚生省発足による体力政策を背景として、積極的に子どもの体力や健康を増進する方向へと舵が切られた。具体的には、①厚生省主導により「国民体力向上運動」が展開され、文部省においても「健康増進」が目指されたこと、②入学試験準備の過重負担によって健康を害することが重大な問題とされ「身体修練」による「衛生増進」が重要視されたこと、③従来の「体育」「学校衛生」「養護」はそれぞれが分化した系統のもとで実践されていたため、これらを互いに「連携」して「総合的」プログラムとして構成された⁷³。

1938（昭和13）年に国民体位の向上を目指して開設された厚生省発足に伴い、文部省から厚生省へ「学校伝染病予防、学校診療其ノ他疾病予防治療」「体育運動及衛生ニ関スル事務」に関する事項が移管されたこともあって、これまで実施されてきた「学校衛生」は「学校体育」の一分野として捉えられ、文部省としては子どもの病氣予防から「体育」・健康増強に焦点をあてることとなる⁷⁴。

文部省衛生官の大西永次郎は、学校教育の目的を「知育・徳育・体育」としたうえで、この三者による「渾然一体」の指導とともに、学校「体育」の領域を「鍛錬の体育」「養護の体育」「健康教育」に整理し、学校衛生のなかでも、とりわけ子どもの健康維持・増進に直接働きかける「養護」「鍛錬」の重要性を強調した⁷⁵。「健康教育」は、衛生の知と行を通しての健康の陶冶・啓培を意味し、「養護」は「衛生を主としたる体育の消極的方面であって、主として健康の状態が一定の標準より劣位にあり、或は其の体位が低位に或るものを普通の標準状態に引き上げる為に行はるゝものであり」、「鍛錬」は「外界に抵抗力を増し、神経や筋肉の動きを出来得るだけ増進させて、外部に発現し得る力として修練せしめ」ることと整理されている。

これまで子どもの健康改善に注意を払ってきた「学校看護婦」も「学校養護婦」へと名称が改まり、医療的色彩の強い公衆衛生を担当するのではなく、職務の第一に身体検査後の要養護者の「養護」や「鍛錬」がその役割として重視されることとなった⁷⁶、最終的には1941（昭和16）年の国民学校令公布に伴って「養護訓導」と名称変更される。

このような学校教育全体における「養護・鍛錬」の促進の背景には、戦争に寄与できる人的資源の涵養を目指す「健民健兵政策」があった。「身体虚弱者」の増加、とりわけ青年層の結核の蔓延という国民の危機的な健康状態を踏まえて、「身体虚弱者」への「衛生養護」を通した「体位ノ向上」や「甲種合格の良兵」育成のために、「養護学級」「養護学園・学校」の増設が図られ、「養護訓導」の制度化がめざされた⁷⁷。

大正・昭和戦前期の東京市・大阪市では、学校衛生の促進とともに子どもの多様な学習困難・疾病・健康問題・障害に応じて特別学級を開設し、その一環として身体虚弱児に焦点化した「養護学級」「養護学園・学校」などが開設されるが、文部省体育局においては、昭和戦前期の戦局拡大に伴う結核予防や体力向上の必要性もあって、身体虚弱児の健康増進という意味で「養護」というタームを多用していたものと思われる。とくに1930年代後半以降においては、直接戦争に寄与できる人的資源の涵養という視点から「体位ノ向上」や健康保持増進のために、文部省体育局が様々な「養護・鍛錬」に関わる学校教育施策を実施し、「身体虚弱」である子どもを発見して健康増進や改善がめざされ、「養護」に関わる教育内容・教育施設の拡充が図られた。

4. 2 「国民学校令」「国民学校令施行規則」の成立と「養護学級・学校」編制規定

当初教育審議会整理委員会の審議において「養護・鍛錬」の制度化はほとんど議論されておらず、1938（昭和13）年9月28日に第17回整理委員会で報告された「国民学校ニ関スル要綱」案のなかに突如、「児童ノ環境、土地ノ情況ニ応ジテ養護、鍛錬ニ関スル施設及制度ヲ整備拡充スルコト」の条項が組み入れられており、その後、文部省学校衛生官の岩原拓より「都市児童ノ為郊外学園等ノ施設ヲ奨励スルコト」「全校体育、学校給食其ノ他ノ鍛錬養護施設ノ整備拡充ヲ図ルコト」「学校衛生職員ニ関スル制度ヲ整備スルコト」などの具体的な「養護・鍛錬」に関わる提案がなされた⁷⁸。

こうした教育審議会の議論や要綱・答申案を踏まえて、委員の嘱託のもと国民学校令の草案作成の具体的な作業が始まり、1940（昭和15）年8月に国民学校の教育方針10ヵ条が発表された⁷⁹。ここで言及されている条項に関わって、同年9月の『学校衛生』誌において文部省学校衛生官の大西永次郎が説明しており、「心身一体の修練を重んずる」「教授、訓練、養護の分離を避ける」「児童の負担を軽減する」「態・姿勢等を習慣化せしむる」「鍛錬養護の一体化」「教育と生活との分離を避け、国民生活に即せしめる」「教科外の実地施設と教科とを併せ一体として組織化する」「学校と家庭との連絡を密にする」の8項目について言及している⁸⁰。これらの条項は、実際に国民学校令施行規則の冒頭に記載されている「教育方針」よりも「衛生養護」に関係する条項が目立つが、多数の条項において内容の一致が見られることから、国民学校令の草案作成に当たっては文部省体育局の影響が少なくなかったことがうかがえる。

1941（昭和16）年3月に公布された国民学校令施行規則第53条には「国民学校ニ於テハ身体虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノヲ為ニ特ニ学級又ハ学校ヲ編制スルコトヲ得」との表記が見られ、この条項は教育審議会の成果である「国民学校ニ関スル要綱案」にあった「精神又ハ身体ノ故障アル児童ニ付特別ノ教育施設」の書き換えとも考えられるが、国民学校令施行規則では「身体虚弱」という言葉が筆頭に置かれていること、これまで「身体虚弱児」の対応として用いられてきた「特別養護」というタームを利用していることから、主には「身体虚弱児」の健康増強を図る「学級」ないしは「学校」を想定していたものと思われる。

第53条に記載されている「学級又ハ学校ノ編制ニ関スル規程」は、別に文部省令第55条によって定められており、「養護学級又ハ養護学校ノ一学級ノ児童数ハ三十人以下トス」（第2条）、「養護学級又ハ養護学校ニ在リテハ成ルベク身体虚弱、精神虚弱、弱視、吃音、肢体不自由等ノ別ニ学級又ハ学校ヲ編制スベシ」（第3条）、「養護学級ヲ編制シタル学校又ハ養護学校ニ於テハ養護訓導ヲ置クベシ」（第4条）などの記載が見られ⁸¹、「身体虚弱」以外の「精神虚弱、弱視、吃音、肢体不自由」などの各種困難・障害も対象に含めているにもかかわらず、身体虚弱児の養護施設を表す「養護学級」「養護学校」という名称が特に説明もなく使用されている。

こうした一連の制度化に関して、文部省体育局衛生課長の重田定正は「発育期に於ける児童は」「その養護に関して適切な指導が為されなければならぬ」「心身に異常のある児童に対しては、特別な養護が要求せられるべき」として、「養護学級」「養護学校」という名称が用いられた旨を説明しているが、重田は上記の規定に関わって「精神薄弱児童に対する養護学級の編制は市町村当局の理解、全校教職員の協力なくしてはその実現は容易でなからう」とも述べており⁸²、文部省や政府によって意図された「養護学級」「養護学校」

は、あくまでも身体虚弱児を主たる対象とした学級・学校と想定される。

その後、1941（昭和16）年5月に道府県学務部長打合会が開催され、橋田邦彦文部大臣の訓示の後に「国民学校ニ於ケル養護ニ関スル件」に関わって、「国民学校教育ニ於ケル養護ノ重要性ニ鑑ミ今般国民学校ニ身体虚弱、精神薄弱、ソノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノヲメニ特ニ養護学級又ハ養護学校ヲ編制シ得ルコトヲ規定シ以テ児童ノ養護ニ遺憾ナキヲ期スルコト」との指示が出され、「養護学級」「養護学校」の開設に際しては資金拠出をすべきという道府県学務部長への指示もなされた⁸³。

1941（昭和16）年11月の『学校衛生』誌においては、文部省学校衛生官の大西永次郎は「学校衛生の重要事項」が「国民学校制度」に反映された点に注目し、「第一に養護訓導に関する制度」「第二に養護学級及び養護学校の編制」「第三に衛生訓練の教科への進出」の三つを挙げて説明している⁸⁴。大西は「国民学校制度において言ふところの養護学級ないし養護学校といふ観念は」「従来のやうに身体虚弱児の児童を対象として編制せるものは勿論のこと、或ひは補助学級と称せられたもの、或ひは弱視学級、難聴学級、または不具者学校などと言はれたもの、すべてを包括する名称」であり、「それ等各種の要養護児童をもって編制した学級または学校」を「総括的に」「養護学級または養護学校といふことに統一された」と説明している。

教育審議会や「国民学校ニ関スル要綱案」作成までの議論においては、「精神薄弱児」「弱視」「難聴」「肢体不自由」等の各種困難・障害を持つ子どもの実態やニーズに応じた特別学級編制など「特別な教育的対応・配慮」の制度化が目指されたが、実際の国民学校令・国民学校令施行規則には文部省教育局の意向が強く反映され、法令の意図するものは身体虚弱児童の「養護学級」「養護学校」編制であった。

国民学校令公布・国民学校令施行規則制定後、実際に身体虚弱児の養護学級は増設され、1940（昭和15）年度1,413学級、1942（昭和17）年度1,682学級、1944（昭和19）年度には約2,400学級まで達した（表5）。養護学級の対象となる身体虚弱児数は1935（昭和10）年には8,000名程度だったが、国民学校令が公布された1941（昭和16）年59,886名、1942（昭和17）年64,891名へと急増した。

表5 特別学級設置の小学校数、特別学級数、児童数

	対象	学校数	学級数	児童数
1932（昭和7）年	「精神薄弱」	—	100	3,063
	身体虚弱等	64	91	4,634
1934（昭和9）年	「精神薄弱」	—	—	—
	身体虚弱等	89	146	6,543
1935（昭和10）年	「精神薄弱」	—	70	1,718
	身体虚弱等	114	209	8,028
	肢体不自由	—	14	43
1940（昭和15）年	「精神薄弱」	—	—	—
	身体虚弱等	604	1,413	50,255
1941（昭和16）年	「精神薄弱」	—	—	—
	身体虚弱等	558	1,399	59,886
1942（昭和17）年	「精神薄弱」	66	66	1039
	身体虚弱等	687	1,616	64,891
1943（昭和18）年	全障害種	—	1,786	—
1944（昭和19）年	全障害種	—	2,486	—
1945（昭和20）年	全障害種	—	462	15,892

（出典：中央社会事業協会（1934）『日本社会事業年鑑（昭和九年度）』、pp.223-224、財団法人中央社会事業協会社会事業研究所（1936）『日本社会事業年鑑（昭和十年度）』、pp.218-219、財団法人中央社会事業協会社会事業研究所（1943）『日本社会事業年鑑（昭和十七年度）』、pp.242-246、日本社会事業協会社会事業研究所（1947）『日本社会事業年鑑（昭和二十二年版）』、pp.219-221、文部省調査普及局調査課（1949）『わが国及び各国の特殊教育』刀江書院、pp.28-30、重田定正（1961）戦時の学校保健（11）、『学校保健研究』第3巻3号、pp.43-45より作成）

なお、肢体不自由児学校・学級に関しては、1932（昭和7）年4月に東京市立光明学校が開設されるが、

1935（昭和10）年度において全国には14学級の肢体不自由児学級が認められ、対象児童も43名程度に留まった⁸⁵。

「難聴学級」については、東京聾啞学校の「難聴学級」の他、東京市内には小石川区礪川小学校、明化小学校などの小学校に「難聴学級」が開設されるが、その他府県では愛知県聾学校、長崎県聾学校、熊本県聾学校などの「聾学校」に開設されたのみであった⁸⁶。

「劣等児・低能児」の特別学級編制は、1926（大正15）年に全国に363学級（児童数13,394名）の開設が認められたが、1932（昭和7）年には100学級（児童数3,063名）まで減少し、1935（昭和10）年には70学級（1,718名）まで減少し、東京市・大阪市・名古屋市等の大都市にのみ、こうした特別学級が残存した⁸⁷。国民学校令公布・国民学校令施行規則制定後の1942（昭和17）年度においてはわずか66学級であった⁸⁸。

東京市では1942（昭和17）年においても学習困難等の特別学級が24校26学級開設されていたが⁸⁹、国策とは関係なく、東京市内において顕在化していた様々な児童教育問題に応じた「特別な教育的対応・配慮」が独自に実施され、多様な学習困難をもつ特別学級の開設が維持されたものと推察される。

1945（昭和20）年には、戦時下の食糧難・栄養不足・疾病・戦災被害等によって児童の多数が多様な生活と発達の危機に苛まれていたことから、国民学校に就学している児童の17.4%が「身体虚弱、精神薄弱、疾病異常其の他の事由により特別養護を必要とするもの」として判別・判定されるような重大事態となっていたが⁹⁰、戦時下の物資不足・人員不足によって養護学級の開設・維持は困難となり、特別養護等の教育的対応を実施できる状況にはなかった。

4. 3 旧制中学校・高等女学校における「身体虚弱児」「身体異常児」の「養護学級」編制

4. 3. 1 中学校規程・高等女学校規程と「養護学級」編制規定

国民学校令公布・国民学校令施行規則制定の2年後の1943（昭和18）年3月に公布された「中学校規程」「高等女学校規程」、1944（昭和19）年「中学校及高等女学校ノ養護学級ノ編制ニ関スル規程」によって、中学校・高等女学校にも身体虚弱・肢体不自由等を対象とする養護学級の編制とその基準が規定され、盲聾教育以外の障害児の養護学級が中等教育法制上に位置づけられたことが、高橋（1997）によって指摘されている⁹¹。

1937（昭和12）年に開始された教育審議会では「国民学校・師範学校及幼稚園ニ関スル件」の答申が可決された後、1938（昭和13）年12月14日から1939（昭和14）年7月まで中等教育の教育改革について審議が実施され、「中等学校ニ関スル要綱案」「高等学校ニ関スル要綱案」が作成され、「中等教育ニ関スル件」答申案に結実する。さらに上記の答申案は、1943（昭和18）年の「中等学校令」として実現し、学校種ごとに「中学校規程」「高等女学校規程」「実業学校規程」が定められていく。

中等教育改革に関わる教育審議会では、中等学校における教育を国民学校の教育の基礎の上に、これを拡充して実施されるべき性格のものとして把握され、従来小学校の上に位置づけられていた中学校、高等女学校、実業学校等の諸学校を中等学校として一括して捉えられるなど、中等教育の一元化に向けた審議が主になされた⁹²。こうした中等教育の一元化の具体的な実現方法とともに、審議会では「皇国の道」に基づく「国民練成」という目的のもとで、教科の統合、学識の深化、理科教育の重視、実践鍛錬、体位の向上、貧困の生徒のための夜間中学の開設に関する議論が重ねられている。

こうした「中等学校ニ関スル要綱案」作成に関わる議論は、国民学校制度化に関わる教育審議会の議論と同様に、「養護・鍛錬」の具体的な施設や教育方法内容についても審議されているが、「大東亜建設審議会答申」とそれを受けた閣議決定「中学校、高等学校学年短縮案要綱」、中等学校生徒に対する勤労働員の開始、学校の修練組織化の影響も受けており⁹³、「国民学校ニ関スル要綱」作成までの議論に比しても、健民健兵政策を背景とした人的資源涵養、「体位ノ向上」「実践鍛錬」などのテーマが色濃く反映された。

1939（昭和14）年5月の学務部長事務打合せにおいて、「実践鍛錬ノ教育」とともに「体育及衛生ニ関する事項」も強調され、「運動ニヨル鍛錬ト衛生ニヨル養護トノ渾然一体タル用意ノ下ニ健全ナル身体ヲ錬成スルハ実ニ学校教育ノ重要ナル責務」であり、「体位向上ニ就キテ深ク思フ致シ結核ノ根絶」が目指されており、文部省としてはこの時期生徒の「養護鍛錬」が教育上不可欠な課題となっていたことがうかがえる⁹⁴。

こうした背景もあって、1939（昭和14）年6月30日の教育審議会第34回整理委員会の「中等学校ニ関スル

要綱」の審議過程において、委員の後藤文夫より「各教科ヲ統合シ知識ヲ具体化シ其ノ行的發展ヲ図ル」ために、以下の教育方法・内容の促進が提起された。すなわち、①「課程編制、教授法ノ整理刷新、休暇ノ善用等ヲ考慮スルコト共ニ体練科、実験、実習、行事、集団勤労、防空其ノ他ノ団体的訓練施設ヲ整備シ実践鍛錬ノ教育ヲ組織化スルコト」、②「寮舎ヲ設備シ在学中ノ一定期間必ズ入寮セシメ校長以下職員ヲ挙ゲテ其ノ教育ニ当リ特ニ修養訓練、団体的訓練ヲ重視シテ教育ノ全一的効果ヲ収ムルコト」③「道場、学校園、特別農場、廠舎、家庭寮等ノ施設ヲ学校、道府県単位ニ整備スル外全国中適当ナル地区、外地、又ハ船舶ニ依リ海洋等ニ於テモ適当ナル鍛錬施設ヲ考慮スルコト」である⁹⁵。

こうした教育審議会での議論や文部省の動向を踏まえて、1943（昭和18）年1月に「中等学校令」が公布されるが、この時期の太平洋戦争の局面拡大に伴い、「学徒戦時体制動員体制確立要綱」（1943年6月）、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」（1943年10月）の閣議決定がなされるなど、教育による戦争遂行への寄与・協働という側面が強調された。

「中等学校令」では中学校、高等女学校、実業学校が中等学校として一括規定されるとともに、夜間中等学校の設置、行事・作業等を通して心身を錬磨する教育活動である「修練」の導入などが記載されており⁹⁶、「国民練成」のための「実践鍛錬」「体位の向上」がめざされていたことがわかる。また、具体的な教育方法・内容について規定している「中学校規程」「高等女学校規程」には、「教科の全般に亘り実験、実習、実地見学等実践体験による学習」「自発研究の態度を育成」「教育内容の全体的統一」などの「教授方法の刷新改善」とともに、体力向上や保健体育施設の整備の一環として、団体的な宿泊訓練を強化する寮舎、夜間の学校の給食施設、高等女学校の保育所・幼稚園の設置促進について言及され、それとの関連で「身体虚弱其ノ他身体ニ異常アル生徒」の特別学級編制についても言及されている⁹⁷。

身体虚弱・肢体不自由等を対象とする養護学級の編制については「中学校規程」第27条、「高等女学校規程」第28条に規定されているが、当時の文部次官は「身体虚弱或は身体に異常があるが而も立派に中堅国民たり得るの資質を持つて居る者も入学考査等の関係より中等学校の教育が閉ざされる場合があり例へ入学しても他の生徒と一律に教育することは適当で無い場合もあるから之等の者の為に特に学級を組織し得ることゝなつた」と述べており⁹⁸、身体虚弱の生徒への「養護鍛錬」「体位の向上」という目的から中等学校（中学校・高等女学校）への養護学級編制が認められたものと捉えられる。

文部省体育局学校衛生課長の重田定正は、「戦力増強」への具体的な教育による寄与として、「身体検査」「衛生訓練」「学校給食」「結核予防教育」とともに、身体虚弱児童への「養護鍛錬」の重要性を強調しており、「全国数十萬の身体虚弱児童は、適正なる養護鍛錬に依つて、強健なる成人たり得る」「虚弱のため到底一般児童と共に学業を修め得なかつたものが、或は軍人として第一線に武勲を輝かす」ことができるとして、「身体虚弱者をいかに強健ならしむるか」が「正に戦時下なればこそ」重要な教育課題であるとしている⁹⁹。

また1943（昭和18）年に開催された「学校衛生事務打合せ」では、「児童生徒ノ体位ノ現状ニ鑑ミ地方ノ実情ニ即シタル鍛錬養護ノ一体的指導ニ徹スル」ために「訓練作業等実施」「結核豫防施設」「学校給食施設」などの「児童生徒ノ保健対策」を始めとして「中等学校生徒ノ修練施設」設置や「中等学校制度ノ改革ニ伴ヒ身体虚弱其ノ他身体ニ異常アル生徒ニシテ特別ノ授業ヲ行フ必要アリト認ムルモノ」「中等学校ニ於ケル養護施設」の設置促進について議論がなされている¹⁰⁰。

1944（昭和19）年4月に「中学校及高等女学校ノ養護学級ノ編制ニ関スル規程」（文部省令第26号）が制定され、ここでは「養護学級ノ一学級ノ生徒数ハ三十人以下トス」「養護学級ハ成ルベク身体虚弱、肢体不自由等ノ別ニ之ヲ編制スベシ」と言及されている¹⁰¹。この規程とともに「養護学級経営要項」（文部省訓令第15号）も制定されており、「身体虚弱」「肢体不自由」の生徒を対象とすることともに、「適切ナル養護設備」「身体情况ニ依リ教材ノ取扱ヲ適切ニ」「鍛錬養護」「学校給食其ノ他適切ナル方法ニ依リ栄養改善ヲ図ル」などの具体的な養護の在り方について規定された¹⁰²。

4. 3. 2 中学校・高等女学校における「養護学級」編制の実態

「中学校規程」「高等女学校規程」で言及されている学校給食の拡充や高等女学校における保育所設置、身体虚弱児の養護学級編制などの「養護・鍛錬」に関わる教育内容・方法は、1943（昭和18）年6月「学徒戦時体制確立要項」閣議決定、1944（昭和19）年8月「学徒勤労令」公布などに伴って、中学校や高等女学

校の生徒が盛んに勤労作業・動員に従事することになって、実行に移されていった。

1944（昭和19）年2月に報告された「宮城県学校衛生の近況」を見ると「長期総力戦の完遂には現に学びつゝある青少年学徒の将来に俟つもの少なくない」として「結核問題は戦時下における重要問題」であると捉えられ、その上で「結核を対象とする特別身体検査の実施」などの「中等学校生徒の健康指導」、「女子中等学校生徒の育児保健に関する教育」などの「女子中等学校生徒の特殊教育」の促進が目指され、宮城県立仙台第二中学校、宮城県立石巻高等女学校が「体育並衛生研究指定校」に指定されている¹⁰³。

静岡県見付高等女学校には「常設保育園」が附設され、校長の岩城が「主婦の工場勤労の上に一番隘路となるのは実に其の愛児の手足纏ひ」であるとして「国家的要請に基づく日本女性の労務提供を円滑にし、また支援する為め」「高等女学校に保育園が附設」され、「よい保育、行届いた躰」が与えられたことを述べており¹⁰⁴、婦人の工場勤務を円滑にするために常設保育園が開設された。

こうした中等学校における「養護・鍛練」の促進と関わって、「中学校規程」「高等女学校規程」公布直後から中等学校において養護学級が開設された。1943（昭和18）年においては公立中学校では全国17校に30学級設置、「身体虚弱の者」1,450名、「身体に異常ある者」86名、総計1,536名（表6）、公立高等女学校では全国16校に35学級設置され、「身体虚弱の者」1,356名、「身体に異常ある者」182名、総計1,538名が対象とされた（表7）。

表6 中学校（公立）の養護学級設置状況（1943年12月時点）

	設置学校数	養護学級数	身体虚弱生徒数	「身体に異常ある」生徒数	学級在籍者総計
北海道	3	7	350	20	370
青森	1	3	158	-	158
山形	1	1	54	-	54
東京	2	3	154	-	154
福井	1	1	50	-	50
兵庫	1	1	55	-	55
山口	1	2	107	-	107
徳島	1	1	55	-	55
愛媛	1	1	55	-	55
長崎	5	10	412	66	478
総計	17	30	1,450	86	1,536

（出典：無署名（1944）中等学校における養護学級並に養護婦設置状況、『学校衛生』第24巻4号，p.34より作成）

表7 高等女学校（公立）における養護学級設置状況（1943年12月時点）

	設置学校数	養護学級数	身体虚弱生徒数	「身体に異常ある」生徒数	学級在籍者総計
北海道	2	3	57	-	57
岩手	1	1	50	-	50
秋田	1	1	53	-	53
福井	1	1	42	-	42
大阪	3	9	418	-	418
和歌山	1	4	99	4	103
広島	1	2	100	-	100
長崎	5	13	529	126	655
熊本	1	1	8	52	60
総計	16	35	1,356	182	1,538

（出典：無署名（1944）中等学校における養護学級並に養護婦設置状況、『学校衛生』第24巻4号，pp.34-35より作成）

長崎県立長崎高等女学校では、「高等女学校規程」が公布された直後の1943（昭和18）年4月に養護学級編制が実施された。その時期から「三菱長崎造船所官庁等に勤労働員」（同年1月～3月）、「冬休みに川南造船所に勤労働員」（同年12月）、「三菱兵器製作所茂里町工場に動員」（1944年3月）など様々な学徒動員が実施されることから¹⁰⁵、学徒動員・勤労働員に参加できない身体虚弱の生徒への養護・鍛練を促すために養護学級が編制されたと推察される。

東京都立第三高等女学校では、1944（昭和19）年に「勤労作業に堪えない者のための特設学級」が開設された¹⁰⁶。この学級は1944（昭和19）年11月の「身体状況ニ因ル動員除外学徒措置要綱ニ関スル件」通達によって開設が求められたものと思われるが、勤労働員から除外された身体虚弱や肢体不自由の生徒であっても、防空監視や搬出訓練などの戦力として寄与できるように対応がなされていたと想定される。

1944（昭和19）年4月に東京の都立九段中学校（旧東京市立第一中学校）に「身体に異常ある者」とくに「肢体不自由児」のための養護学級が開設された。この養護学級は「戦時中五体満足の男子生徒は、軍人を目標に教育され、一方勤労働員等で勉強できなかったため、肢体不自由者による学問保存の目的」で編制された¹⁰⁷。1944（昭和19）年4月の入学者は、志願者120名中合格者39名、学業成績不良者と進行性・伝染性疾患のある者は不合格となったことから、比較的軽度の障害で学業成績優秀な生徒が対象とされていたと思われる。生徒の有する主たる疾病は「小児まひ」「関節の疾患」「脊椎カリエス」「上肢・下肢の一部切断」等であり、卒後の進路は「大学」「夜間大学」が多かった¹⁰⁸。

このように「中学校規程」「高等女学校規程」に基づいて各中等学校に開設された養護学級の多くは身体虚弱生徒のための養護学級であり、たとえ勤労働員から除外された場合にも別の手段で戦争に寄与できるように様々な教育対応が実施されていた。

5. おわりに

本稿では、「義務教育年限延長」を初めとして「就学義務の猶予・免除規定の改正」「特別学校・学級の開設」など様々な初等教育改革の制度化を導いた「国民学校令」「国民学校令施行規則」の成立過程を明らかにした。

国民学校令の審議経過の検討を通して、義務教育年限延長に伴って一層困難となる貧困・疾病・障害をもつ子どもの就学を促すために、小学校の児童保護的機能の拡充、多様な困難・障害・疾病を有する子どもの特別学級編制の制度化がめざされたことが確認できた。

しかし、1941（昭和16）年の国民学校令・国民学校令施行規則において明記された「養護学級」「養護学校」編制は、文部省体育局の意向が強く反映され、法令の意図するものは身体虚弱児対象の「養護学級・学校」編制であった。それゆえに、国民学校令制定後において身体虚弱児の養護学級増設が国庫補助もなされ促進されるが、それ以外の多様な困難・障害・疾病を有する子どもの特別学級編制は全国的に減少した。

なお、1943（昭和18）年に公布された「中学校規程」「高等女学校規程」においては「身体虚弱其ノ他身体ニ異常アル生徒」の特別学級編制についても規定され、全国の旧制中学校・高等女学校において身体虚弱生徒の養護学級が一定数設置されたことも確認できた。

註・引用文献

- 1 石井智也（2019）明治・大正期の東京市における初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」に関する歴史的研究，博士（教育学）学位論文，東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程。
- 2 寺崎昌夫（1984）概説，『講座日本教育史第4巻（現代Ⅰ／現代Ⅱ）』第一法規出版，pp.3-18。
- 3 ①木村元（1995）教育の歴史社会学について—私の教育史研究の課題との関連で—，『教育社会学研究』第57集，pp.96-99。②木村元編著（2005）『人口と教育の動態史—1930年代の教育と社会—』多賀出版など。
- 4 東京都立教育研究所（1996）『東京都教育史 通史編三』，pp.549-566。
- 5 ①東京都立教育研究所（1997）『東京都教育史 通史編四』，pp.33-35。②水野真知子（2003）水上生活者の子どもと地域の学校，千葉昌弘・梅村佳代編著『地域の教育の歴史』川島書店，pp.113-141。

- 6 以下の先行研究によって、国民学校令の成立により「就学義務の猶予・免除規定の改正」や「身体虚弱・精神薄弱・弱視・難聴・吃音・肢体不自由等」の「特別の学級・学校」設置の制度化がなれたことが指摘されてきた。①中島太郎 (1966)『近代日本教育制度史』岩崎書店、②平原春好 (1971) 教育法研究ノート (1) 一小学校令と国民学校令との間一、『東京大学教育学部紀要』第11号, pp.143-153。
- 7 ①安川寿之輔 (1986)『十五年戦争と教育』新日本出版社。②戸田金一 (1993)『昭和戦争期の国民学校』吉川弘文館など。
- 8 中島太郎 (1966)『近代日本教育制度史』岩崎書店。
- 9 海老原治善 (1972)「国民学校」の成立過程と教育内容政策、『季刊国民教育』第7号, pp.83-92。
- 10 平原春好 (1971) 教育法研究ノート (1) 一小学校令と国民学校令との間一、『東京大学教育学部紀要』第11号, pp.143-153。
- 11 八本木浄 (1982)『両大戦間の日本における教育改革の研究』日本図書センター。
- 12 小澤熹 (1984) 教育審議会による国家総動員体制下の教育改革、『講座日本教育史第4巻 (現代Ⅰ／現代Ⅱ)』第一法規, pp.45-69。
- 13 清水康幸・前田一男・水野真知子・米田俊彦 (1991)『資料 教育審議会 (総説)』野間教育研究所。
- 14 大内裕和 (1995) 隠蔽された記憶—国民学校の〈近代〉—、『現代思想』第23巻1号, pp.234-254。
- 15 ①高橋智・清水寛 (1998)『城戸幡太郎と日本の障害者教育科学』多賀出版。②高橋智 (1999) 1930年代の特殊教育の近代化構想—教育科学研究運動の精神薄弱教育・保護改革構想を中心に—, 高橋智・渡部昭男編著『〈転換期の障害児教育①〉特別なニーズ教育と学校改革』三友社出版。
- 16 久保義三 (2006)『新版 昭和 教育史—天皇制と教育の史的展開—』東信堂。
- 17 「教育審議会」の基本的な設置背景、審議経過、役割等に関しては、清水康幸・前田一男・水野真知子・米田俊彦 (1991)『資料 教育審議会 (総説)』, pp.14-80を参照した。
- 18 石川謙編 (1957) 教育審議会第二回総会会議録、『近代日本教育制度資料』第14巻, pp.467-518。
- 19 石川謙編 (1957) 教育審議会第六回総会会議録、『近代日本教育制度資料』第15巻, pp.69-90。
- 20 石川謙編 (1957) 教育審議会第七回総会会議録、『近代日本教育制度資料』第15巻, pp.141-144。
- 21 石川謙編 (1957) 教育審議会第八回総会会議録、『近代日本教育制度資料』第15巻, pp.177-183。
- 22 清水康幸・前田一男・水野真知子・米田俊彦 (1991) 前掲13), pp.318-322。
- 23 久保義三 (2006)『新版昭和 教育史—天皇制と教育の史的展開—』東信堂, pp.416-417。
- 24 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第一輯、『近代日本教育資料叢書 (史料篇三) 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第5巻, pp.233-236。久保義三 (2006)『新版昭和 教育史—天皇制と教育の史的展開—』東信堂, p.417。
- 25 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録第二輯、『近代日本教育資料叢書 (史料篇三) 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第5巻, pp.1-2。
- 26 同上, pp.7-9。
- 27 同上, pp.16-18。
- 28 同上, pp.19-21。
- 29 同上, pp.25-29。
- 30 同上, pp.29-32。
- 31 同上, pp.43-47。
- 32 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録第三輯、『近代日本教育資料叢書 (史料篇三) 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第6巻, pp.1-2。
- 33 同上, pp.2-4。
- 34 同上, pp.11-13。
- 35 同上, p.39。
- 36 同上, p.121。
- 37 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録第三輯、『近代日本教育資料叢書 (史料篇三) 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第6巻 pp.122-123。
- 38 同上, pp.125-126。

- 39 同上, p.128。
- 40 同上, p.128。
- 41 同上, pp.129-130。
- 42 同上, pp.134-135。
- 43 同上, p.139。
- 44 東京都立教育研究所（1997）『東京都教育史通史編四』, pp.33-37。
- 45 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録第三輯,『近代日本教育資料叢書（史料篇三）教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第6巻, p.141。
- 46 同上, pp.141-142。
- 47 同上, p.143。
- 48 同上, pp.143-144。
- 49 同上, pp.145-147。
- 50 同上, pp.148-153。
- 51 同上, p.167。
- 52 同上, pp.167-169。
- 53 同上, pp.177-178。
- 54 同上, p.280。
- 55 同上, pp.297-301。
- 56 同上, pp.324-326。
- 57 同上, pp.331-336。
- 58 同上, pp.336-342。
- 59 同上, pp.347-352。
- 60 同上, p.350。
- 61 同上, pp.350-351。
- 62 清水康幸・前田一男・水野真知子・米田俊彦（1991）前掲13), p.59。
- 63 ここで引用している「国民学校令」「国民学校令施行規則」に関わる条項は柏木敦（2007）『国民学校令及び国民学校令施行規則の沿革附・国民学校関係法令の沿革』兵庫県立大学経済経営研究所を参考にした。
- 64 『官報』第4655号, p.378。
- 65 川本宇之介（1954）『総説特殊教育』, pp.112-113。
- 66 杉浦守邦（1974）『養護教員の歴史』東山書房, p.35。
- 67 同上, p.35。
- 68 文部省（1974）『学校保健百年史』, pp.129-140。
- 69 杉浦守邦（1974）前掲66), p.37-46。
- 70 大西永次郎（1934）再び結核予防と虚弱児童養護問題について,『学童養護』第7巻3号, pp.1-13。
- 71 大西永次郎（1931）『施設中心虚弱児童の養護』, pp.25-35。
- 72 同上, p.5。
- 73 七木田文彦（2010）『健康教育教科「保健科」成立の政策形成—均質的健康空間の生成—』学術出版会。
- 74 高橋裕子（2015）昭和13年の大西永次郎と竹村一による学校衛生論争,『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』第64号, pp.89-97。
- 75 大西永次郎（1938）教育に於ける健康の指導,『学童の保健』第9巻9号, p.7。
- 76 杉浦守邦（1974）前掲66), pp.122-139。
- 77 三井登（2012）養護訓導の制度化に関する試論,『帯広大谷短期大学紀要』第49号, pp.51-62。
- 78 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録第三輯,『近代日本教育資料叢書（史料篇三）教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第6巻, pp.331-336。
- 79 1940（昭和15）年8月に発表されたとされる「国民学校の教育方針10カ条」については,杉浦守邦（1974）『養護教員の歴史』, p.131による記述を参考にした。

- 80 大西永次郎 (1940) 国民学校と健康教育 (上), 『学校衛生』第20巻9号, pp.2-12。
- 81 柏木敦 (2007) 『国民学校令及び国民学校令施行規則の沿革附・国民学校関係法令の沿革』兵庫県立大学経済経営研究所, p.93。
- 82 重田定正 (1941) 精神薄弱児童の養護学級, 『精神衛生』第16巻2号, p.1。
- 83 無署名 (1941) 『文部時報』第728号, p.67。
- 84 大西永次郎 (1941) 国民学校と養護教育—養護学級を中心として—, 『学校衛生』第21巻11号, pp.2-15。
- 85 財団法人中央社会事業協会社会事業研究所 (1936) 『日本社会事業年鑑 (昭和十年)』, p.219。
- 86 福應昶 (1941) 難聴学級の経営 (上), 『学校衛生』第21巻10号, pp.33-44。
- 87 文部省調査普及局調査課 (1949) 『わが国及び各国の特殊教育』刀江書院, pp.28-30。
- 88 重田定正 (1961) 戦時の学校保健 (11), 『学校保健研究』第3巻3号, pp.43-45。
- 89 東京都立教育研究所 (1996) 前掲4), p.783。
- 90 日本社会事業協会社会事業研究所 (1947) 『日本社会事業年鑑 (昭和二十二年度版)』, pp.219-221。
- 91 高橋智 (1997) 占領期教育改革と障害児教育対象概念の展開—学校教育法・児童福祉法の成立過程を中心に—, 『障害者問題研究』第24巻4号, pp.300-318。
- 92 中島太郎 (1966) 前掲8), pp.851-886。
- 93 清水康幸・前田一男・水野真知子・米田俊彦 (1991) 前掲13), p.62。
- 94 無署名 (1939) 学務部長事務打合会, 『文部時報』第656号, pp.53-60。
- 95 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録第三輯, 『近代日本教育資料叢書 (史料篇三) 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第9巻, pp.152-156。
- 96 中島太郎 (1966) 前掲8), pp.867-886。
- 97 岡田孝平・曾我部久 (1943) 中等学校令及び各学校規程の解説 (二) 『文部時報』第790号, pp.28-37。
- 98 同上, p.34。
- 99 重田定正 (1943) 戦時下の学校衛生, 『文部時報』第795号, pp.2-9。
- 100 無署名 (1943) 昭和十八年度学校衛生事務打合会要項, 『学童の保健』第159号, pp.50-52。
- 101 『官報』第5181号, p.453。
- 102 同上, p.463。
- 103 宮城県内政部教学課 (1944) 宮城県学校衛生の近況, 『学校衛生』第24巻2号, pp.26-35。
- 104 静岡県見付高等女学校 (1944) 常設保育園の経営—高等女学校に於ける—, 『文部時報』第817号, pp.12-14。
- 105 橘同窓会 (2000) 『長崎県立長崎高等女学校創立百年記念誌』, pp.288-295。
- 106 東京都立駒場高等学校 (1963) 『東京都立駒場高等学校創立六十周年』, p.282。
- 107 小松昭雄 (1990) 戦争と肢体不自由教育—第二次大戦末期の肢体不自由学校・養護学級の実態から—, 松本保平先生遺稿集刊行委員会 (1990) 『身体不自由とともに—松本保平先生遺稿集』, pp.64-68。
- 108 同上, pp.64-68。

総力戦体制下の初等教育改革と養護学級・学校の制度化

—— 国民学校令（1941年）の制定を中心に ——

Primary Education Reform and Systematization of Special Classes/Schools in Total War System:

Focusing on the Establishment of “Kokumin-Gakko-Rei” (Elementary Schools Act in 1941)

石 井 智 也^{*1}・高 橋 智^{*2}

ISHII Tomoya and TAKAHASHI Satoru

特別ニーズ教育分野

Abstract

In this paper, we clarified the establishment process of “Kokumin-Gakko-Rei (Elementary Schools Act in 1941)” and “Ordinance for Enforcement of Kokumin-Gakko-Rei”, that led to the institutionalization of various primary education reforms such as “extension of compulsory education period”, “revision of grace / exemption provisions for school attendance”, and “establishment of special school / class” etc.

Through examination of the deliberation process of Kokumin-Gakko-Rei, we clarified that the expansion of students protective functions of elementary school and the systematization of special classes for students with various difficulties, disabilities, and illness were promoted to encourage enrollment of students with poverty, illness, and disabilities who have more difficulty from the extension of compulsory education.

However, the intention of the Physical Education Bureau of the Ministry of Education had a strong influence on the special classes and schools specified in the 1941 Kokumin-Gakko-Rei and Ordinance for Enforcement of Kokumin-Gakko-Rei. The intent of the laws was to organize special classes and schools for only students with physical weakness.

Therefore, after the establishment of Kokumin-Gakko-Rei, the establishment of special class for students with physical weakness was promoted with the support of the national treasury, but the number of special classes for students with other various difficulties, disabilities, and diseases decreased nationwide.

In addition, because of the provisions regarding the special class system for “students with physical weakness and students with other physical disorders” in the “Pre-World War II Middle School Regulations” and “Girls’ High School Regulations” established in 1943, it became clear that a certain number of special classes for students with physical weakness were established in those schools.

Keywords: Kokumin-Gakko-Rei(Elementary Schools Act in 1941), Special Class, Total War System

Department of Special Needs Education, Tokyo Gakugei University, 4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo 184-8501,

*1 Nihon Fukushi University (Okuda, Mihama-cho, Chita-gun, Aichi, 470-3295, Japan)

*2 Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)

要旨： 本稿では、「義務教育年限延長」を初めとして「就学義務の猶予・免除規定の改正」「特別学校・学級の開設」など様々な初等教育改革の制度化を導いた「国民学校令」「国民学校令施行規則」の成立過程を明らかにした。

国民学校令の審議経過の検討を通して、義務教育年限延長に伴って一層困難となる貧困・疾病・障害をもつ子どもの就学を促すために、小学校の児童保護的機能の拡充、多様な困難・障害・疾病を有する子どもの特別学級編製の制度化がめざされたことが確認できた。

しかし、1941（昭和16）年の国民学校令・国民学校令施行規則において明記された「養護学級」「養護学校」編制は、文部省体育局の意向が強く反映され、法令の意図するものは身体虚弱児対象の「養護学級・学校」編制であった。それゆえに、国民学校令制定後において身体虚弱児の養護学級増設が国庫補助もなされ促進されるが、それ以外の多様な困難・障害・疾病を有する子どもの特別学級編制は全国的に減少した。

なお、1943（昭和18）年に公布された「中学校規程」「高等女学校規程」においては「身体虚弱其ノ他身体ニ異常アル生徒」の特別学級編制についても規定され、全国の旧制中学校・高等女学校において身体虚弱生徒の養護学級が一定数設置されたことも確認できた。

キーワード： 国民学校令，特別学級，総力戦体制